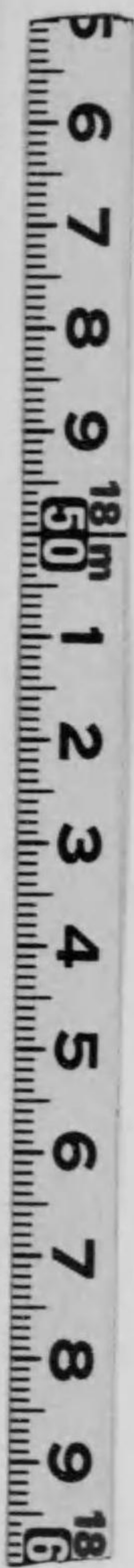


譯文柳子新論

全

11

509



始



11-509



譯文柳子新編



山縣社  
寄贈本

大正  
10.11.8  
寄贈

文彙一卷  
留心曲  
手裁忠欵

武士風

健三題



明下理



人心

大正三年夏

幹書



例言 四則

一、柳子新論は、實に先生三十五歳の作、其隴畝中の石函より獲たりと稱するは、假託のみ、新論と名けしは、一人創意の私言にして、天下素行の公議にあらざるなり、支那にも新序新語等あり、我國にも亦た新論新策等の書あり。

二、十有三篇中、特に正名を開卷第一に置きしは、深く大義名分の勢亂を慨かれたりしなり、其餘諸篇、皆尊王抑霸を唱導し、當時政度の得失を指摘す、議論剴切、血忱淋漓、誠に先

生の精神本領を觀るに足るべし。

三、本書は、出版期限あるを以て倉皇業を卒ふ、是を以て檢尋未だ全からず、校讐未だ精からざるものあらん、將さに他日を期し重訂増補する所あらんことを。

四、本書は、一に山縣昌臧氏校訂出版のものを以て底本とせり。

大正十年九月

譯述者識

譯文柳子新論

正名	第一	………	(一)
得一	第二	………	(五)
人文	第三	………	(七)
大體	第四	………	(二)
文武	第五	………	(五)
天民	第六	………	(九)
編民	第七	………	(三)
勸士	第八	………	(五)
安氏	第九	………	(九)
守業	第十	………	(三)

通貨	第十一	………	(三五)
利害	第十二	………	(四二)
富强	第十三	………	(四四)

### 譯文柳子新論

映中 柳莊山縣昌貞 著

廣瀬和育  
保坂治左衛門共譯  
森長勳

#### 正名 第一

柳子曰く、物形無くして名ある者あり、形有りて名なき者は、未だ之れあらざるなり、名の以て已むべからざるや、聖人之に由て以て教を其の中に寓す、昔者周公名を百官に正うして、萬國其の仁に服し、仲尼名を禮樂に正うして天下其の徳を稱す、老聃乃ち謂ふ、有名は萬物の母、莊周亦た曰ふ、名は實の賓なりと、儒家の修むる所、法家の習ふ所、一にして足らず、我が東方の國たるや神皇基を肇め、緝熙穆穆、力めて利用厚生之道を作す、明々たる其の徳、四表に光被する者一千有餘年、衣冠の制を立て、禮樂の



◎周公名は且文王の子にして武王の弟なり任の成王を助け周代の制度を定めたり  
◎仲尼は孔子なり諸國を遍歴して王道を説き三代の禮、序、書、傳を追述し詩を定め春秋を作る  
◎老聃は老子なり姓は李、名は耳道徳經五千餘言を著す  
◎莊周は楚の人孟子と其の時を同ふす、著書あり、老莊と並べ稱す  
◎儒家とは孔孟の道を祖述する人、法家とは法律を修めたる人を云ふなり  
◎神皇云々は神武天皇中洲を平定し橿原の宮に即位し給ふを斥す

◎ 掛照は光明なる親種は和敬深遠なること、  
 ◎ 利用は工の器を作り商の貨を運ぶること、厚生は帛を衣肉を食ひ飢を寒をさるる類をいふ、  
 ◎ 光被云々は功徳顯はれて遠方に及ぶを云ふ、  
 ◎ 一千有餘年は神武帝より孝德帝の大化改新まで約一千三百年なり、  
 ◎ 衣冠は禮服を着け冠冕を被むること、禮樂は行を制し身を修むるを禮といひ心を和らげしむるを樂の徳とす、  
 ◎ 召公は周公の弟にして名を爽といへり、  
 ◎ 伊は伊尹にして傳は傳説なり二人とも殷代の名相なりし、  
 ◎ 昭宣公は藤原基經をいふ、基經光孝帝を迎へ立て其後宇多帝の朝萬機を關白す、  
 ◎ 忠仁公は藤原良房なり良房は淳仁、仁明の二帝に歴仕し文德帝の朝萬機を攝行す、  
 ◎ 聰王は尊聰耳尊即ち聖德太子なり、  
 ◎ 三代は夏股周をいふ、  
 ◎ 保平は保元平治の亂なり、  
 ◎ 壽治は壽永文治を指す、  
 ◎ 東夷は倭臣たる北條氏を斥す、  
 ◎ 室町氏は足利氏をいふ、其は義滿第を室町の地に營みたればなり、  
 ◎ 將相は征夷大將軍となり

教を設く、周召の若きあり、伊傅の若きあり、民今に到るまで其の化を被らざるなし、此より厥の後、昭宣忠仁の諸公、武を聰王の制に繼ぎ、事に大寶の令に従ふ、綿々たる共社、日に盛んに月に隆なり、郁々たる文物、三代の時に譲らざるに幾し、保平の後に至り、朝政漸く衰へ、壽治の亂、遂に東夷に移る、萬機の事、一切武斷、倍臣權を専らにし、廢立其の私に出づ、此の時に當りてや先王の禮樂、蔑焉として地を掃へり、室町氏繼ぎ興り、武威益々盛に、名は將相と稱するも、實は南面の位を僭す、然りと雖も先王の明德、深く民心に浹洽す、則ち強暴の臣、尙ほ忌憚無き能はず是を以て神器移らず、皇統綫かに存す、數世の後に逮んで、豪傑交々起り各々一方に據り、龍の如く驤り虎の如く奔り、相ひ奪ひ相ひ害ひ、窮己あることなく、姦賊事を謀り、戎蠻是れ慕ふ、首に巾帽なく、衣に領袖無し、驕傲を徳と稱し、暴逆功に伐る、此の時に當り、一二或は其の民を憂ふる者、亦た惟れ戰國の弊を承け、苟且の政、荏苒として日を送る、奚んぞ名教の由る所を知らんや即ち民の蚩々たるもの、將た焉んぞ其の土を守らんや、又た將た

又太政大臣に任ぜらるるにより、かく稱するなり、  
 ◎ 南面は天子の位をいふ、  
 ◎ 浹洽は普く及ぶことなり、  
 ◎ 豪傑突起は武田、上杉、北條、毛利、織田、島津氏等をいふ、  
 ◎ 首無巾帽云々前の立衣冠之制といへるに對して記せるなり、  
 ◎ 苟且は、かりそめの意にして荏苒は歲月の長引くことをいふ、  
 ◎ 蚩々は無智なること、いふ、  
 ◎ 名教は父子の親君臣の義の如く皆名目ありてみだるべからざるをいふ、  
 ◎ 通途は天下共通の道なり、  
 ◎ 達道は古今共に由るべき道なり、  
 ◎ 方土は一方の土地をいふ、  
 ◎ 社稷は國家に同じ、  
 ◎ 民人は領内の百姓なり、  
 ◎ 無文は文字に書きあらはさぬこと、  
 ◎ 計吏は勅定奉行及び其以下の役人なり、  
 ◎ 宰官は代官手代などをいふ、  
 ◎ 五品四品は五位四位といふに同じ、  
 ◎ 國守の號云々越中守とか遠江守とか或は大膳大夫とか内匠頭とか大炊頭とかに任ぜらるるをいふなり、  
 ◎ 八省は中務省、式部省、治部省、兵部省、民部省、刑部

焉んぞ其の身を安んぜんや、今且らく其の大なる者を舉んに、官制を特に甚しきなす、夫れ文以て常を守り、武以て變に處する者は、古今の通途にして天下の達道なり、如今、官文武の別なく、則ち變に處する者を以て常を守る、固より其の所に非らざるなり、且つ夫れ諸侯は國君なり、各々方土を受け、世々其の爵を襲ふ、社稷あり、民人あり、尙ほ且つ將相を以て自ら處る、専ら無文の令を出し、乃至は計吏宰官の類の如き、終身武事に與らざる者も、亦た皆兵士を以て自ら任じ、一に苛刻の政を致す、其の治道に害ある者一なり、且つ今の諸侯士大夫も、凡そ五品以上に居る者、咸く國守の號を受け、若しくは八省の諸官に任ず、亦た皆名ありて實なし、六品以下に至りては、則ち悶乎として之を或は聞くことなし、吾其の何の故なるを知らざるなり、況んや制を彼れに承け、事に此に従ふ、則ち貳なからんぞ欲す、雖も其れ得べけんや、是れ其の義なき制なき者二なり、將相を君となし納言を臣とす、五品の屬、四品の貴あり、尾大にして掉はざるにあらざれば、則ち冠履倒置、唯權之を凌ぎ、唯威之に乗ず、是れ其の尊卑の序を



省、大藏省、宮内省をいふ、  
 ◎制を彼に承け云々幕府に服従使役せらるるに係はらず任官は朝廷より賜はるをいふ、  
 ◎將相を君とし云々征夷大將軍兼太政大臣たる徳川氏を君とし紀、尾、水、藤、加賀、仙臺などの大藩は納言に任官せられて徳川氏の臣となり居るをいふ、  
 ◎尾大不掉云々獸の尾大なれば自由にして其の體を動かすこと能はざるをいふ上弱く下強ければ制御し難きをいふなり、  
 ◎冠履倒置とは上下の別顛倒することなり、  
 ◎名字古は名と字あり男子二十歳にして冠する禮を行ふときは字を附す君父の前には名を稱し他人は字を稱するを禮とせり、  
 ◎兄弟の行、行とは等輩して年順により尊卑の區別をなすこと、  
 ◎執近とは近頃の世といふに同じ、  
 ◎痛大夫云々式部殿さか内匠頭殿さか呼ぶを常とせり、  
 ◎八省の官名に左右兵衛、左右衛門頭助大丞少丞等あり假令ば六兵衛、七右衛門、源之助、彦之丞など呼ぶ人あるをいふ、  
 ◎奚奴は下男なり、  
 ◎與隸賤しき人を指す、之を區別すれば王の臣は公、公の臣は大夫、大夫の臣は士、士の臣は卑、卑の臣は與、與の臣は隸、隸の臣は賤、賤の臣は僕、僕の臣は臺なり、  
 ◎戲子は輕業子品などをなすもの、  
 ◎雜戸は正業ならざる稼業をなすもの、  
 ◎丐兒非人は乞食長吏の類をいふ、  
 ◎搢紳搢は挿なり笏を大帶に挿むこと朝臣を稱するなり近時富人を紳士など稱するは當らず、  
 ◎聖誕とはさくはりて通せぬをいふ、  
 ◎侏離とは變夷の語言にして分明ならざるをいふ、  
 ◎薰蕕は香草と臭草なり善人悪人に比す、  
 ◎椎魯は質朴にして愚痴なること、  
 ◎云爲とは言論と事爲とをいふ、  
 ◎唯々他人の言ふことに一意をいふ、  
 ◎勸説人の説を盗むこと雷同は善惡の差別なく之に附和するをいふ、  
 ◎名正しからざれば云々論語子路の篇にある語なり正名篇の本旨此にあり、孔子此の時衛に仕ふ時君出公は其の父を父とせず、名實紊亂せり故に孔子其の名を正すを以て先とせられき、  
 ◎白龍云々昔白龍あり清冷の

失ふ三なり、且つや古の人、相呼ぶに名字を以てし、或は兄弟の行を以てす、輒近以來、卿大夫一に其の官を稱して、其の名を問はず、乃ち士庶人無職の者に至るまで、亦た皆濫りに内外の官號を冒す、兵衛衛門助丞の類、農工商賈、奚奴與隸の卑より、戲子雜戸丐兒非人の賤に及ぶまで、毎に必らず是に於てす、夫れ律の法あるや、官を私し官を犯す者は、皆罪して赦すことなし、今若し法を以て之を糾さば、天下遺民なきに幾し、是れ其の淆亂之を如何ともすべからざる四なり、凡そ此の如きの類、俗を成し風を成す、固より一朝一夕の故にあらざるなり、殿様御候致仕等の言語別に一家を成し、文字別に一義を成す、乃ち搢紳諸士の間、日用意を通ず亦た未だ其の何の義たるを知らず、事々皆爾り、物々皆爾り、豈に笑ふべく歎くべきの甚しきにあらずや、然りと雖も今の人其の間に生長し、慣れて以て常となす、則ち相唱へ相和し行はざる者なきに似たり、若し夫れ之を實事に施さば、則ち窒礙窒塞して相通せず、是に於て更に一家の法を立つ、亦且つ顛倒侏離の習、薰蕕、別なく、精粗分なし、髮を簡んで櫛り、米を數へて炊く、

の臣は卑、卑の臣は與、與の臣は隸、隸の臣は賤、賤の臣は僕、僕の臣は臺なり、  
 ◎戲子は輕業子品などをなすもの、  
 ◎雜戸は正業ならざる稼業をなすもの、  
 ◎丐兒非人は乞食長吏の類をいふ、  
 ◎搢紳搢は挿なり笏を大帶に挿むこと朝臣を稱するなり近時富人を紳士など稱するは當らず、  
 ◎聖誕とはさくはりて通せぬをいふ、  
 ◎侏離とは變夷の語言にして分明ならざるをいふ、  
 ◎薰蕕は香草と臭草なり善人悪人に比す、  
 ◎椎魯は質朴にして愚痴なること、  
 ◎云爲とは言論と事爲とをいふ、  
 ◎唯々他人の言ふことに一意をいふ、  
 ◎勸説人の説を盗むこと雷同は善惡の差別なく之に附和するをいふ、  
 ◎名正しからざれば云々論語子路の篇にある語なり正名篇の本旨此にあり、孔子此の時衛に仕ふ時君出公は其の父を父とせず、名實紊亂せり故に孔子其の名を正すを以て先とせられき、  
 ◎白龍云々昔白龍あり清冷の

椎魯無文の者、動靜云爲、唯々として是れ命のまく、勸説雷同、復た何の條理か之れあらん、今夫れ艸木の區別あるや、物を以てし名を以てし、條理あらざるものなし、人事にして此の如し、嗚呼曾て艸木に如かずと謂ふか、孔夫子嘗て謂ふ、名正しからざれば言順ならず、言順ならざれば事成らず、事成らざれば禮樂興らず、禮樂興らざれば刑罰中らず、刑罰中らざれば民手足を措く所なしと、彼の衛國此の如し、其れ甚しいかな、設し夫子をして目を此の間に寓せしめんか、未だ其の之を何と謂ふを知らざるなり政の未だ地に墮ちざる、蓋し二千有餘年、久しと謂ふべし、是を以て其の化の海内に被むる廣しと謂ふべし、其の徳の民心に浹洽する深しと謂ふべし、其の衰ふるに及んで、白龍水を失ひ、制を小魚に受く、千里を跋渉し、暴露雨を冒す、亦た難し謂ふべし此の時に當り、一二忠臣の力を獲ば、或は能く其位に復せん、亦た且つ小國の君の若くならざるなり、然りと雖も此の如くにして尙ほ能く其の宗廟を保ち、百世廢せず、今に到る四百有餘年、權下に移るも、道其れ斯に在らずや、先王の大經大法、自ら律令

淵に下り化して魚なる、漁夫豫且といふもの射て其の目に中つ白龍上りて天帝に訴ふ天帝曰く汝安くは汝の形を置きし白龍答へて曰く我清冷の淵に下り化して魚なるも天帝曰く魚は固より人の射る所のもの豫且罪なし云々これ亦た神龍水を失ひ陸居すれば蟻蟻の制する所なるも意同じ

◎暴露、蔽ひ物なく雨にさらさるることなり

◎四百有餘年鎌倉に幕府を建てしより織田氏の時に至る年數なり

見るべきあり、若し能く民を愛する心あらば、名其れ正うすべからざらんや、禮樂其れ興すべからざらんや、刑罰其れ措くべからざらんや、哀しい哉、天下其の人あるなし既に盡く其の古に復す能はず、亦た盡く其の舊に變ずる能はざるを、其の盡さざる所ありとは何ぞや、豈に其の物を尙ふを知りて、名を尙ふを知らず、己の爲めにするを知りて、天下の爲めにするを知らざるに由るか抑も亦た學政行はれず、而して術智及ばる所あるなり。

柳子曰物無形而有名者有矣有形而無名者未之有也名之不可以已也聖人由之以寓教其中焉昔者周公正名百官而萬國服其仁仲尼正名禮樂而天下稱其德老聃乃謂有名萬物之母莊周亦曰名實之實也儒家之所修法家之所習不一而足焉我東方之爲國也神皇肇基緝熙穆穆力作利用厚生之道明明其德光被于四表者一千有餘年立衣冠之制設禮樂之教有若周召有若伊傅民到于今無不被其化矣自此厥後昭宣忠仁諸公繼武于聰王之制從事于大寶之令綿綿共社日盛月隆郁郁文物幾乎不讓於三代之時至于保平之後朝政漸衰壽治之亂遂移東夷萬機之事一切武斷倍臣專權廢立出其私當此時也先王之禮樂蔑焉掃地矣室町

氏繼興武威益盛名稱將相實僭南面之位雖然先王之明德深決治乎民心則強暴之臣尙不能無忌憚是以神器不移皇統綫存逮乎數世之後豪傑交起各據一方龍驤虎奔相奪相害無有窮已姦賊謀事戎蠻是慕首無巾帽衣無領袖驕傲稱德暴逆伐功當此之時一二或憂其民者亦惟承戰國之弊苟且之政在苒送日奚知名教所由乎呼即民之蚩蚩者將焉守其土又將焉安其身今且舉其大者官制爲特甚焉夫文以守常武以處變者古今通途而天下達道也如今官無文武之別則以處變者守常固非其所也且夫諸侯者國君也各受方土世襲其爵有社稷焉有民人焉尙且以將校自處專出無文之令乃至如計吏宰官之類終身不與武事者亦皆以兵士自任一致苛刻之政其害乎治道者一也且今之諸侯與士大夫凡居五品以上者咸受國守之號若任八省諸官亦皆有名無實至六品以下則闕乎無之或聞吾不知其何故也况承制於彼從事於此則雖欲無貳其可得乎是其無義無制者二也將相爲君納言爲臣五品之屬有四品之貴非尾大不掉則冠履倒置唯權凌之唯威乘之是其失尊卑之序三也且也古之人相呼以名字或稱兄弟之行輒近以來卿大夫一稱其官不問其名乃至士庶人無職者亦皆濫冒內外官號兵衛衛門助丞之類自農工商賈奚奴與隸之卑及戲子雜戶丐兒非人之賤每每必於是夫律之有法也私官犯官者皆罪無赦今若以法糾之天下幾乎無遺民矣是其淆亂不可如之何

者四也、凡如此之類、成俗成風、固非一朝一夕之故也、殿樣御候致仕等之  
言語、別成一家文字、別成一義、乃摺紳諸士之間、日用通意、亦未知其何義、  
事事皆爾、物物皆爾、豈非可笑、可歎之甚耶、雖然、今之人生、長其間、慣以爲  
常、則相唱相和、似無不行者、若夫施之實事、則罅礙窒塞、不相通、於是更立  
一家之法、亦且顛倒、侏離之習、薰蕕無別、精粗無分、簡髮而櫛、數米而炊、推  
魯無文者、動靜云爲、唯唯是命、勦說雷同、復何條理之有、今夫艸木之有區  
別也、以物以名、無不有條理者、人事而如此、嗚呼、曾謂不如艸木乎、孔子  
嘗謂、名不正則言不順、言不順則事不成、事不成則禮樂不興、禮樂不興則  
刑罰不中、刑罰不中則民無所措手足、彼衛國如此、其甚矣哉、設使夫子寓  
目於此、問乎未知其謂之何也、政之未墮于地、蓋二千有餘年、可謂久矣、是  
以其化之被于海內、可謂廣矣、其德之泱治于民心、可謂深矣、及其衰也、白  
龍失水、受制於小魚、跋涉千里、暴露冒雨、亦可謂難矣、當此之時、獲一二忠  
臣之力、或能復其位、亦且不若小國之君也、雖然、如此、尚能保其宗廟、百世  
不廢、到今四百有餘年矣、權雖下移矣、道其不在於斯乎、先王之大經大法、  
自有律令可見焉、若能有愛民之心、名其不可正乎、禮樂其不可興乎、刑罰  
其不可措乎、哀哉、天下無有其人也、既不能盡復其古、亦不能盡變其舊、其  
有所不盡者何也、豈由其知尚物而不知尚名、知爲己而不知爲天下乎、抑  
亦學政不行、而術智有不及也、

得一第二

柳子曰、夫れ天は一を得て以て清く、地は一を得て以て寧く、  
王侯一を得て以て天下の貞たり、豈に特に天地と王侯とのみ然り  
ごなさんや、大夫一を得るにあらざれば、以て其の家を治むべか  
らず、士一を得るにあらざれば、以て其の妻孥を養ふべからず、  
庶人一を得るにあらざれば、以て其の身を安んずべからず、父以て  
其の子を教ふべからず、子以て父に事ふべからず、故に天に二日  
なく、民に二王なし、忠臣は二君に事へず、烈女は二夫を更へず  
ご、弟子請ふて曰く、願はくは其の詳なることを聞かん、曰く、  
今夫れ衰亂の國、君臣其の志を二にし、祿位其の本を二にす、故  
に名を好む者は、彼に従ひ、利を好む者は此に従ふ、名利相ひ屬  
せずして情慾分かる、即ち我が徒將た安くに依らん、富を頒つ者  
は貴からず、貴を賣る者は富まず、富貴相得ずして威權別る、即  
ち我が徒亦た將た安くに依らん、此に於ては則ち君ごなり、彼に  
於ては臣ごなる、故に謀を出す者、依違ごして是非を定むること

◎夫れ天は一を得て云々は老  
子の語なり清、寧、貞の三字  
は韻を押したるなり、古文に  
此の類多し、

◎妻孥は妻子のこごなり、

◎天に二日なく云々も古語な  
り、  
◎忠臣は二君に事へず云々齊  
の臣王蠲の語、

◎依違ごは依るが如くして依  
らず、違ふが如くして違はず  
判然と決せぬをいふ、  
◎首鼠兩端なごいへる語に同  
し鼠の性疑多く穴を出て一前  
一却して進退を決せざるに用  
ふ、

◎茫洋共に廣大なるをいふ、

◎苟且、かりそめ、姑息、目前の安を偷むこと、二者雷同して志なきに用ふ、

◎獸に比肩あり云々は物皆配偶あるをいふ、

◎支離とは離れくに分散すること、

能はず、事に臨む者首鼠其の進退を決すること能はず、茫乎として中野に在るが如く、洋乎として中流に在るが如し、仁何に由てか施さん、忠何に由てか致さん、公侯皆然り、士庶皆然り、即ち我が徒亦た將た安くに依らん、苟且の議定り、姑息の令出づ、一は以て是をなし、一は以て非をなす、民の言に曰く、令行はる三日、禁止する三日、朝暮に相變し、且夕に相戻る、即ち我が徒亦た將た何れに依らん、夫れ獸に比肩あり、鳥に比翼あり、兩々相依り、飛走始めて得、若し夫れ相離るれば則ち病む、是れ其の性たればなり、奚んぞ夫の燕雀と犬羊とに若かんや、且つ人此の二物を見れば則ち必らず怪んで曰はん支離せり、人にして此の如し、將た之を何ぞか謂はんや、今夫の二物の如き支離せるは固よりなり、然れども彼れ自ら相依るの性あり、飛走其の處を得て、以て其の身を養ふ、而して上に事ふべきの君長なく、下に使ふべきの臣民なし、是を以て自ら其の生を遂ぐるに足れば則ち止む、人の道ある奚んぞ其れ能く然らんや、上に事ふるに貳あれば則ち不義、先王常刑あり、下を使ふに貳あれば則ち不仁、兆民從ふことを肯んぜ

◎狗は狗の俗字、したがふこと訓す、  
◎飄然とは物に執着せざること、飄然高擧は高く世俗の上に出づるをいふ、  
◎依然とは變らぬこと、  
◎臺閣の稱は古より用ひ來しなり天下の政事を調理する役所なり、  
◎市朝は市中のことなり市を開くは必ず朝に於てする故にいふ、  
◎黃憲は漢代の人なり世々貧賤にして父は牛醫たるも、時賢の爲めに尊重せられ、天下號して微君といふ、  
◎小人は身分の賤しき者又は心まがりて度量狭き者をいふ、  
◎君子は才徳の衆に出づる者又は在位者若くは學者をいふことあり、  
◎聖人はその徳神明にして測られざるの名又天子を稱することあり、  
◎齊其久乎とは齊國が聖人を登庸せず徒らに野に在らしむ

ず、且つや今の人婦に二心ありと聞かば、則ち必らず曰はん淫なりと、臣として二心ある其れ之をいかん、夫れ誠に此の如くならんか、婦にして貞なるもの則ち多し、士にして忠なる者吾れ其の必ず有るなきを知る、況んや夫れ人情義あらざるなく、欲あらざるなし、君子は其の義に狗ひ、小人は其の欲に狗ふ、故に衰亂の時に當り、飄然として高擧し、世を岩穴の中に避け、意を山林の外に縱まくにする者は君子なり、依然として自ら安んじ、志を臺閣の上に屈し、身を市朝の間に終る者は小人なり、昔者、黃憲齊に之き漁に隠るる者を見て、手を携へて當世の事を論じ、乃ち曰く君子野にあり、齊其れ久しからんやと、彼れ唯一君子の志を得ざるを見て、猶且つ其の政の衰ふるを知る、若し其をして此の境を望ましめば、必らず衣を振つて去らむとす、又た奚んぞ得て其の地を踏まんや、此の時に方りてや、聖人復た起るも、之をいかんともなす無きのみ、國の計をなす者、亦た惟官制を復し以て其の名を正うし、禮樂を興し以て其の實を樂ましむるに如かず、君臣貳なく、權勢一に歸し、令行はれ禁止み、而して後君子

る故久しく國を保つこと能はざるべしこの意なり。

位に在り、小人歸する所あり、是れ之を一を得るの道といふ。

柳子曰、夫天得一以清、地得一以寧、王侯得一以爲天下之貞、豈特天地與王侯爲然哉、大夫非得一則不可以治其家、士非得一則不可以養其妻孥、庶人非得一則不可以安其身、父不可以教其子、子不可以事其父、故天無二日、民無二王、忠臣不事二君、烈女不更二夫、弟子請曰、願聞其詳、曰、今夫衰亂之國、君臣二其志、祿位二其本、故好名者從彼、好利者從此、名利不相屬而情欲分矣、即我徒將安依、願富者不貴、賣貴者不富、富貴不相得而威權別矣、即我徒亦將安依、於此則爲君、於彼則爲臣、故出謀者依違不能定、其是非、臨事者首鼠不能決、其進退、茫乎如在中野、洋乎如在中流、仁何由乎施、忠何由乎致、公侯皆然、士庶皆然、即我徒亦將安依、苟且之議定、姑息之令出、一以爲是、一以爲非、民之言曰、令行三日、禁止三日、朝暮相變、旦夕相戾、即我徒亦將何依、夫獸有比肩、鳥有比翼、兩兩相依、飛走始得、若其相離則病矣、是其爲性也、奚若夫燕雀與犬羊哉、且人見此二物、則必怪曰、支離矣、人而如此、將謂之何哉、今如夫二物、支離則固矣、然彼自有相依之性、飛走得其處、以養其身、而上無可事之君長、下無可使之臣民、是以足自遂、其生則已、人之有道、奚其能然乎、貳於事上則不義、先王有常刑焉、貳於使下則不仁、兆民不肯從焉、且也今之人、聞婦有二心、則必曰淫矣、臣而有二

心、其如之何、夫誠如此耶、婦而貞者則多矣、士而忠者吾知其必無有也、况夫人情無不有義、無不有欲、君子狗其義、小人狗其欲、故當衰亂之時、飄然高舉、避世於岩穴之中、縱意於山林之外者、君子也、依然自安、屈志於臺閣之上、終身於市朝之間者、小人也、昔者黃憲之齊、見隱於漁者、携手論當世之事、乃曰、君子在野、齊其久乎、彼唯見一君子之不得志、猶且知其政之衰也、若使其望此境乎、必將振衣而去、又奚得而蹈其地哉、方此時也、雖聖人復起、無若之何耳、爲國計者、亦惟不如復官制、以正其名、興禮樂、以樂其實、君臣無貳、權勢歸一、令行禁止、而後君子在位、小人有所歸也、是之謂得一之道。

人文 第三

柳子曰く、人生れて裸なるは天の性なり、貴さなく賤さなく、蠢々として唯食を之れ求め、唯欲を之れ遂ぐ、禽獸と以て異なることなし、唯鳥と獸と飛走以て其の能を異にし、羽毛以て其の文を殊にす、大小以て其の類を分つ、乃ち鱗介諸蟲に至るまで、亦た各々其の分あり、譬へば草木の區して以て別あるが如し、人は

◎裸は赤體、あかはだかなり  
◎蠢々は蠢などのうごめくをいふ。

◎鱗はうるこある動物にて魚類なり、介はかぶらある動物にて龜の族をいふ。

◎獲は物の自ら來れるを盜む  
 ないひ奪は取るべき理由なき  
 に強て取るこゝなり、  
 ◎劫はおどす掠はかすめるな  
 いふ、  
 ◎鴻荒の鴻は大なり荒は蒙な  
 り故に太古のこゝをいふなり  
 ◎傑は智勇才徳人に超はた  
 る人なり、  
 ◎稼は穀を種うるをいひ、種  
 は禾を數むるをいふ、  
 ◎紡は麻又は絲などを織ぎ合  
 せて、すち絲うみすこなすこ  
 さいひ織は機に張りたる堅  
 横の絲を交へ組みて布帛と成  
 すなり、  
 ◎北辰は北極にある星にして  
 天の樞なり常に其の所に安定  
 して動くこゝなし、  
 ◎拱は共に作るを可とす共は  
 むかふなり、

則ち然らず、飛走の異なるなく、羽毛の殊なるなし、鼻口其の體  
 を同うし、手足其の形を同うし、言語其の文を同うし、聲色其の  
 欲を同うす、夫れ然り、則ち等なく差なく、貴賤何んぞ分たん、  
 故に強は弱を凌ぎ、剛は柔を侮り、相ひ害ひ相ひ傷け、相ひ虐げ  
 相ひ殺し、攘奪劫掠、固より親疎之れ論せず、亦た何ぞ少長を之  
 れ問はん、是を以て穴居草處、禽獸と共に死し、草木と並び朽つ  
 る者、鴻荒の時乃ち爾り、惟人は萬物の靈、靈なれば則ち神、群  
 聚の中、必ず傑然たる者あり、能く自ら其の生を遂げ、以て人の  
 生に及し、能く自ら其の身を養ふて、以て人の身に及し、食を作  
 りて之に食ましめ、衣を作りて之に衣せ、之に稼穡を教へ、之に  
 紡織を教へ、利用厚生至らざる所なし、則ち人の之に歸するこゝ  
 衆星の北辰に拱ふが如し、亦た猶蚩々として唯食を之れ謀り、唯  
 欲に之れ嚮ふ、則ち何を以て其の貴賤と親疎とを知らんや、故に  
 名づけて以て之を分ち、君臣となし、父子となし、夫婦となし、  
 長幼となし、才以て之を分ち、智愚となし、賢不肖となし、業以  
 て之を分ち、農工商賈となし、而して後、強は弱を凌がず、剛は

◎劫略の略は奪掠をいふ、

◎章はあやにして文采なり、  
 ◎飾は質上に文采を加へ外觀  
 を好くするなり、  
 ◎蠻は南方に夷は東方に在る  
 蛮びすなり、  
 ◎風化は人を誦し導きて善に  
 化せしむるこゝなり、風教と  
 同じ、

柔を侮らず、而して後、相ひ害ひ相傷け、相虐げ相殺す、攘奪劫  
 畧の俗已む、其の禮を制するに因て、差等分れ、其の職を命ずる  
 に因て官制立ち、其の服を作るに因て、衣冠成る、之を作る者、  
 之を聖といひ、之を述ぶる者之を賢といひ、之を率ふる者之を君  
 といひ、之に従ふ者之を公卿大夫といひ、之に由る者之を士とい  
 ひ、之に化する者之を民といふ、故に上は天子より下は庶人に至  
 るまで、冠あらざるなく、衣あらざるなし、而して鳥獸と群を同  
 ふせず、是れ其の天性分つ所あるなくして、夫の制を待つ者ある  
 なり、故に服は身の章なり、冠は首の飾なり、身に章あり、首に  
 飾なき、之を蠻夷の俗といひ、以て聖人の民に別つ、今夫れ日月  
 の照らす所、舟車の通ずる所、斯の人あらざるなし、而して唯其  
 の風化の及ぶ所、斯の文を同ふし、斯の章を同ふし、而して後能  
 く其の制を承け、能く其の徳を被むるなり、故に衣冠は特に其の  
 寒を拒ぐのみにあらず、裸且跣にして禽獸と別なきを恥づるが爲  
 めなり、冠を制して以て其の首を掩ひ、衣を制して以て其の身を  
 掩ひ、裳以て其の脛を掩ひ、履以て其の足を掩ふ、禮に之れあ

◎ 渉らすんば掲げずは水は徒歩たりするでなくば、衣の裾をまきあげぬこと、  
 ◎ 租は肩をぬぐなり、襦は肌ぬぐをいふ、  
 ◎ 君子死するも云々は古語なり、  
 ◎ 四夷は東方を夷といひ南方を蠻といひ、西方を戎といひ北方を狄といふ、  
 ◎ 仁は體の上より云へば理の原にして一心の徳なり、用の上より云へば行の綜にして萬事の善道理の樞機人生の達道なり、  
 ◎ 道は人の履み行くべき理義をいふ、  
 ◎ 陶鑄は徳を以て人を化する事、  
 ◎ 衣裳を垂れ云々は無爲にして治まるをいふ、  
 ◎ 桎梏は足がせ手がせなり刑の具、  
 ◎ 結構は作り拵らへること、  
 ◎ 亂階の階一にキの音ありて基と解す即ち亂の基なり、  
 ◎ 鹵簿は天子の行列をいふ、  
 ◎ 車徒とは戎車及び歩卒をいふ、  
 ◎ 廷は君王の國家の政をしろしめす所なり、  
 ◎ 堂は高く顯はれたる家屋のこと轉じて官府の執務する所をいふ、  
 ◎ 其の衣其の裳云々上は諸大名より下は庶人まで服制の定りなきをいふ、

り、曰く、渉らざれば掲げず、敬事あるにあらざれば、敢て袒裼せず、君子死して其の冠を免がず、豈に皆其の醜を恥づる爲めにあらざらんや且つ夫れ衣冠は豈に特に其の醜を恥づる爲めのみならんや、亦た豈に特に其の身首を文るのみならんや、位官職事此に因て分かれ、禮樂刑罰此に由つて行はれ、風俗此に由つて移り、政令此に由つて布き、國家此に由つて治まり、四夷此に由つて服す、而して後之を仁といひ、而して後之を道といふ、聖王の天下を陶鑄する實に此の如きのみ、故に曰く、堯舜衣裳を垂れて天下治まること、其れ然らざらんや、若し夫れ無道の君は則ち然らず、衣冠を以て桎梏となし、禮樂を以て虚文となす、是を以て其の政をなすや、唯刑と法とに之れ任じ、遂に亂階を結構す、豈に亦た異ならずや、或は衰亂の後を承け、古を稽ふるにあらざれば、則ち服の存すと雖も、制其の制にあらず、文其の文にあらず貴賤等なく尊卑分なく、唯其の有無に之れ由るのみ、故に其の道路に在るに當りてや、鹵簿の美、車徒の衆、人見て其の富たり貴たるを知る、其の廷に入り、堂に升るに及んでや、其の衣其

◎ 縹袍は緇入の服にて衣の賤しきもの狐貉は狐や貉の皮にて裘となせしものにて最も衣の貴きものなり、

◎ 驕從は騎士の行列に従ふもの輿は輿丁隸は下奴をいふ、

の裳、裁制異なることなく文采意に隨ふ、何を以て能く其の公たり侯たり伯たり卿たり大夫たるを知らんや、若し乃ち士庶人の服する所、亦た唯有無に之れ由らば、富者は帛を以てし、貧者は布を以てす、富者は常に美に、貧者は常に惡しく、貴賤是に於てや亂る、敝れたる縹袍を衣て、狐貉を衣るもの立ちて恥ぢざる、後世あることなきか、爾り、之を恥づるの至り、之を求め、之を求めて止まざれば則ち祿足らず、而し俸給せず、士民是に於てか窮す、貧富固より皮毛に屬せず、即ち人の之を辨ずる、唯衣を是れ察し、服美なれば則ち之を敬ひ、服惡しければ則ち之を侮る、侮を禦ぐの意、競ふて其の美を求む、驕奢是に於てか長ず、豈に徒に然りとなすのみならんや、貴賤其の等を失ひ、而して禮俗壞ぶれ、士民其の貧を患ひて而して徳義廢し、驕奢其の欲を縱にして禍亂興る、凡そ此の如きの類、其の害計るに勝ふべからず、是れ皆衣冠制なくして文物足らざるが故のみ、且つ今の卿大夫、祭祀典禮の時に當り、或は尙能く其の冠を冠し、其の服を服す、而して騶從輿隸の屬、裳を塞げ、臀腰掩はず、大に其の手を掉ひ、高

◎髪を髻げ臂腰掩はず云々は江戸幕府時代の諸大名が参勤交代或は日光社参の行列を目前に睹るが如し、  
 ◎夏畦とは夏日畦を治むるに勞するをいふ、  
 ◎任補の別をいへば官には任さいひ職には補さいふ、  
 ◎髻は髪なり頭の左右の側面なる髪なり之を四角の形になすをいふ、  
 ◎月額は應仁の亂後武士は日常胃を用ふるより額及び項にある髪を剃り去ることなれり、(俗にサカキさいふ)  
 ◎漢高云々前漢の高祖叔孫通に命じ古禮を起さしむ、叔孫通古今の禮典を折衷し始めて之を長樂宮に用ふ、諸侯王より以下肅敬せざるなし、高祖曰く吾今日始めて皇帝の尊きを知る、叔孫通を拜して太常の官となし金五斤を賜ふ、

◎金は女眞の阿骨打達の衰微

く其の足を踏み、疾走威を示し、狂呼して行を装ふ、慣ひて風をなし、忸れて俗をなす、我れ其の此の如きを見る、夏畦も愧づるに足らざるなり、於乎足利氏の天下に於けるや、末世已に斷髮の俗ありしも、亦た唯武人戰士の徒、僅々便に隨ふのみ、其の一變するに至りてや則ち官公卿に任じ、職將相に補せらるるも、亦た皆髪を斬り頂を露はし、方髻月額、加ふるに無制の服を以てす、則ち所謂衣冠の風化して戎蠻の俗に成る、醜も亦た甚しからずや昔者漢高天下を平治し、賢良を登庸し、命じて朝儀を作らしむ、始めて之を用ふるに及んで、乃ち皇帝たるの貴きを知れり、夫れ人の富を欲する者、其の財貨あるを以てなり、人の貴を欲する者、其の威儀あるを以てなり、若し夫れ財貨の存せざる、何を以て富となさんや、其の威儀の有るなき、亦た何を以て貴となさんや、今の人を以て、今の服を着け、今の朝に立ち、今の政を行ふ其の威儀なき固よりなり、亦た奚んぞ夫の天下を陶鑄するの道を知らんや、夫れ此の如し、寧ろ以て治平の術となすか、將た以て衰亂の俗となすか、寧ろ以て中國の教となすか、將た以て夷狄の

を模とし其の部を統一して皇帝と稱し國を金と號す、  
 ◎元は蒙古の大汗たる忽必烈都を燕京に定め國號を立てて元とす、  
 ◎趙宋とは宋朝の太祖は趙匡胤にして趙氏なればかくいふなり、李唐、朱明など稱するも之に同じ、  
 ◎明帝は明朝の太祖朱元璋なり、太祖學校を興し、文教を敷き禮樂制度等を能く整備せり、  
 ◎左衽被髮は夷狄の風俗なり、髪を結ばず、衣の襟を左方に於て合はすをいふ、  
 ◎中土は中國に同じ、  
 ◎晉東は縮まることなり、  
 ◎澆季とは世の亂れて亡びんとする時をいふ、  
 ◎長嘆息は深く憂ひなげること、

風となすか、吾未だ其の何を以て之に處するを知らざるなり、且つ金元の趙宋に入寇するや、漸を以てして天下蒙古の有となる、然れども猶能く其の俗を易へず、而して衣冠法あり、官職制あり先王の道未だ地を掃はず、明帝勃興し兇賊誅に伏す、則ち一洗して盡く其の舊に復せり、兆民今に到るまで、左衽被髮の者あるなし、即ち我邦の俗の如き、縱令ひ聖賢の君ありて、古禮を行ひ、古樂を奏し、官政舊に率ひ衣冠再たび舉るも、亦た惟々斷髮の俗裸跣の習、馴致の久しきにあらざれば、奚んぞ能く中土の人に似んや、士必らず桎梏に勝へず、民必らず窘束に勝へざらん、是れ其の之を如何ともすべからざる者、噫、澆季の弊一に此に至るや、長嘆息なからんぞ欲す、雖も得べからざるなり。

柳子曰、人生而裸者天之性也、無貴無賤、蠢々唯食之求、唯欲之遂、與禽獸無以異焉、惟鳥之與獸、飛走以異其能、羽毛以殊其文、大小以分其類、乃至麟介諸蟲、亦各有其分、譬如草木之區、以別焉、人則不然、無飛走之異、無羽毛之殊、鼻口同其體、手足同其形、言語同其文、聲色同其欲、夫然則無等無



差貴賤何別故強凌弱剛侮柔相害相傷相虐相殺攘奪劫掠固親疎之不論亦何少長之問是以穴居草處與禽獸共死與草木並朽者鴻荒之時乃爾惟人萬物之靈靈則神群聚之中必有傑然者能自遂其生以及人生能自養其身以及人身作食食之作衣衣之教之稼穡教之紡織利用厚生無所不至焉則人之歸之如衆星之拱北辰矣亦猶蚩蚩唯食之謀唯欲之嚮則何以知其貴賤與親疎哉故名以分之爲君臣爲父子爲夫婦爲長幼才以分之爲智愚爲賢不肖業以分之爲農工商賈而後強不凌弱剛不侮柔而後相害相傷相虐相殺攘奪劫畧之俗已矣因制其禮而差等分矣因命其職而官制立矣因作其服而衣冠成矣作之者謂之聖述之者謂之賢率之者謂之君從之者謂之公卿大夫由之者謂之士化之者謂之民故上自天子下至庶人無不有冠無不有衣而不與鳥獸同群是其天性無有所分而有待夫制者也故服者身之章也冠者首之飾也身無章首無飾謂之蠻夷之俗以別聖人之民今夫日月之所照舟車之所通無不有斯人而唯其風化之所及同斯文同斯章而後能承其制能被其德也故衣冠者非特拒其寒爲耻裸且跣與禽獸無別也制冠以掩其首制衣以掩其身裳以掩其脛履以掩其足禮有之曰不涉不揭非有敬事不敢袒裼君子死不免其冠豈皆非爲耻其醜耶且夫衣冠者豈特爲耻其醜哉亦豈特文其身首哉位官職事由此分焉禮樂刑罰由此行焉風俗由此移焉政令由此布焉國家

由此治焉四夷由此服焉而後謂之仁而後謂之道聖王之陶鑄天下實如此耳故曰堯舜垂衣裳而天下治矣不其然乎若夫無道之君則不然以衣冠爲桎梏以禮樂爲虛文是以其爲政也唯刑與法之任遂結搆亂階豈不亦異乎或承衰亂之後不及稽古則雖服之存乎制非其制文非其文貴賤無等尊卑無分唯其有無之由耳故當其在道路也鹵簿之美車徒之衆人見而知其爲富爲貴矣及其入廷升堂也其衣其裳裁制無異文采隨意何以能知其爲公爲侯爲伯爲卿爲大夫哉若乃士庶人所服亦唯有無之由則富者以帛貧者以布富者常美貧者常惡貴賤於是乎亂矣衣敝緼袍與衣狐貉者立而不耻後世無有乎爾耻之之至求之不止則祿不足而俸不給士民於是乎窮矣貧富固不屬皮毛即人之辨之唯衣是察服美則敬之服惡則侮之禦侮之意競求其美驕奢於是乎長矣豈徒爲然哉貴賤失其等而禮俗壞矣士民患其貧而德義廢矣驕奢縱其欲而禍亂興矣凡如此之類其害不可勝計是皆衣冠無制而文物不足故爾且也今之卿大夫當祭祀典禮之時或尙能冠其冠服其服而騶從與隸之屬褰裳揭衣臂腰不掩大掉其手高踏其足疾走示威狂呼裝行慣爲風性爲俗我見其如此也夏畦不足愧也於乎足利氏之於天下也未世已有斷髮之俗亦唯武人戰士之徒僅僅隨便耳至其一變則官任公卿職補將相亦皆斬髮露頂方髻月額加以無制之服則所謂衣冠之風化成戎蠻之俗矣醜不亦甚乎

昔者漢高平治天下登庸賢良命作朝儀及始用之乃知爲皇帝之貴矣夫人之欲富者以其有財貨也人之欲貴者以其有威儀也若其財貨之不存何以爲富哉其威儀之無有亦何以爲貴哉以今之人著今之服立今之朝行今之政其無威儀固也亦奚知夫陶鑄天下之道哉夫如此也寧以爲治平之術乎將以爲衰亂之俗乎寧以爲中國之教乎將以爲夷狄之風乎吾未知其何以處之也且金元之入寇趙宋也以漸而天下爲蒙古之有然猶能不易其俗而衣冠有法官職有制先王之道未掃地矣明帝勃興兇賊伏誅則一洗盡復其舊矣兆民到今無左衽被髮者也即如我邦之俗縱令有賢聖之君行古禮奏古樂官政率舊衣冠再舉亦惟斷髮之俗裸跣之習非馴致之久奚能似中土之人哉士必不勝桎梏民必不勝窘束矣是其不可如之何者噫澆季之弊一至于此哉雖欲無長歎息不可得也

### 大體 第四

柳子曰く、天下國家を治むる者は、先づ其の大なる者を治めて、而して小なる者之に従ふ、故に大利は興さざるべからず、大害は除かざるべからざるなり、何をか大利といひ、何をか、大害といふ、君仁に臣賢にして善人政を爲すは天下の大利なり、君暴に臣

◎權は秤の錘なり衡は秤の竿なり、  
◎繩墨はスミナハ工匠の墨き線を作るに用ふる具なり、  
◎規矩はブンマハシミサシガキなり、

◎舜は帝舜有虞氏にして古の聖王なり、  
◎皋陶は舜帝の時大理の官となり大功ありし賢臣なり、  
◎湯は殷の湯王なり仁徳あり夏を亡ぼし天子の位に登る、

◎叢脞、くだくしきなり煩碎にして大略なきをいふ、  
◎倉卒は倉皇に同じ、あわたとしきことなり、

愚にして小人事を用ふるは天下の大害なり、大利興れば則ち大害止み、善人舉がれば則ち小人伏す、古語に之れあり、曰く衡誠に懸る、欺くに輕重を以てすべからず、繩墨誠に陳ぶ、誣ふるに曲直を以てすべからず、規矩誠に設く、罔ふるに方圓を以てすべからず、夫れ聖人の道は權衡なり、繩墨なり、規矩なり、之を懸けて以て輕重を正ふし、之を陳べて以て曲直を正ふし、之を設けて以て方圓を正ふす、何の利か興らざらん、何の害か除かざらん、故に舜、衆より選んで皋陶を舉ぐれば、不仁者遠さかる、湯、衆より選んで伊尹を舉ぐれば、不仁者遠さかる、是れ之を能く其の大なる者を治むといふ、是れ之を能く其の利を興すといふ、是れ之を能く其の害を除くといふ、乃ち是れ之を治國の道と謂ふなり、若し夫れ衰世は則ち然らず其の在位を見るに孰れか能く其の徳ある者ぞ、其の在職を見るに孰れか能く其の才ある者ぞ、或は叢脞にして事を敗り、或は倉卒にして舉を失ふ、道將た何れに従ふ所ぞ、法將た何れに由る所ぞ、乃ち國の亡びざる者は幸のみ、夫れ既に然り、則ち今の政に従ふ者、自ら其謀を出すこそ能はず、自

◎因循とは舊慣を守りて移らざるをいふ「ケズク」するなり、故事「フルゴト」故は舊なり、古昔ありしことごとしをいふ。

◎拘々とは、拘束かゝるなり。

◎夏の傑王、殷の紂王と暴君にして湯王、武王に亡ぼさる。

◎炮烙の刑は、下に炭火を沸て上に銅柱に背したるを立て罪人をして其上に縋らしむ滑らかにして火中に墜ちて焼死す酷刑と謂ふべし。

◎靡嫚は柔弱なること。

◎酒池肉林は酒を以て池とし肉をかけて林となすを云ふ。

◎長夜の宴、夜已に明くるも猶窓を閉ち、燭をつけて宴を張ること、以上は靡奢の遊樂を極むるをいふ。

◎五尺童子古制八寸を一尺とし十尺を一丈とす故に大人を丈夫といふに對し小兒を五尺の童といふ、一説に二歳半を一尺とす故に五尺の童子は十二三歳なりと。

ら其慮を發すること能はず、率ね先世の事に因循し、可き不可きを問ふことなく、輒ち曰く、故事のみ、故事のみと、事の窮むべからざるを如何ともすること無し、夫れ故事の因るべき者は、先王の立てし所、賢者の定めし所、而して政に害なく、數々行ふて事に益ある者を歴試して而して後に可きならず、不可なれば則ち其意を觀、其情を察し、之を古に考へて悖ることなく、之を今に試みて戻るることなき、方きに以て有政に施すべし、何ぞ必ず拘々として唯故に之れ由らんや、假令ひ先世桀紂の如きものあるも、猶能く其國を亡さず、而して其子其孫、相嗣ぎて天下に王たるや、則ち亦た皆一切其事に因循し刑必ず炮烙、樂必ず靡嫚、酒池肉林、以て長夜の宴を開き、而して後能く政を爲すことなすか、苟も民を憂ふる心ある者は、五尺の童子と雖も必ず爲さざるなり、是れ其害の大にして且つ見るべきが故なり、其害の小にして見るべからざるを以て、依然として之に居るは、豈に闇からずや、且つ事のこれを古に行ふべくして、今に行ふべからざるものあり、これを前に施して、これを後に施すべからざるものあり、故に仲尼の言

◎殷は夏の禮に由る云々禮は修身齊家より治國平天下に至るまで一日もなかるべからず殷も夏に改むること能はず、周も殷に改むること能はず、故に過ぐれば損すべく、足らざれば益すべし、益すも損するも時の宜に従ふべきなり。

◎敗は腐敗なり、

◎蠱は惑亂なり、

◎戎蠻は、わびす化外の民をいふ、東夷西戎南蠻北狄の別あり。

◎雜駁は純一ならぬこと、まじるたがふなごいふこと。

◎便嬖は君に諛らひ事へて其心に適ふもの、

◎賄賂、財物を送ること。

に曰く、殷は夏の禮に因る損益する所、知るべきなり、周は殷の禮に因る損益する所、知るべきなり、禹湯は古の聖人なり、夏殷は古の聖世なり、猶且つ一切之に因れば則ち行はれざる所あるなり、損益其の可なるを擇んで、然る後制作觀るべきものあり、況んや今の世、戰亂の後を承け制作の時を距る千有餘年、世其世にあらず、國其國にあらず禮の因るべきなく、法の襲ぐべきなきものをや、然らば則ち其謂ゆる故事とは唯是れ割據の遺俗、戎蠻の餘風、此を以て天下の民を御す、其事を敗り、物を蠱はすにあらざるもの幾んど希なり、偶ま其不可を知りて之を改むるあるも、亦た唯苟且の輩、一時の利を見て、後害を圖らず、朝の是にして夕に非なる、昨は則ち得て今は則ち失ふ、翻覆波瀾の如く、變態風雨の如し、群聚事を議り、雜駁倫なし、曾て一事を決する能はず、依違之を久ふし、荏苒時を過ごし、讒を群小に取るもの、滔々として皆是れなり、是を以て其事に従ふ者は、利を見て進み、害を見て退き、唯其罪を免れんと欲して、其身を致すを欲せず、讒諛其間を窺ひ、便嬖其虚に乗じ、財を出して事を成し、貨を納

◎青雲の士史記に孔子を指したるも高位に登るをいふことあり此にては後者をいふこと  
◎權貴とは權柄ありて富貴なるものをいふ  
◎屑々とはツマラヌことこに解するること

◎經は經術、藝は道藝をいふ

◎董仲舒は漢の人、武帝の時大に用ひられしが公孫弘に嫉まれ斥けらるる家に歸り著述を業となす  
◎琴瑟二者は現今用ふる琴にあらす、現今の物は古の琴なり、十三絃あり一より十までは其數を以て名づけ、十一を斗さいひ、十二を伊さいひ、十三を市さいひ  
◎更張とは琴の調子の合はざるをば、あらためて張りかふる義地が廢れたる事を盛んに興すに用ふ

れて私を求め、賄賂朝野に公行す、故に貧者の萬善は、富人の一非に勝つ能はず、而して人其誣罔に勝へず、且つ士の青雲に志すや、才不才を論ずるなく、善く賂ふ者之を得、善く賂はる者は之を失ふ、得失の際、憂懼交々至る、是を以て日に權貴の門に走り屑々乎こして、唯幸を之れ求む、甚しきは其産を破り、其家を傾け、俸祿給せずして妻孥を鬻ぎ、罪惡自買ふ者あるに至る、何ぞ其れ不智なるや、是の如きの輩、固より經藝の一端を知らず、奚んぞ以て治安の策を擧ぐるに足らんや、縦ひ其をして一官に居ることを得しむるも、志す所は財利に過ぎず、財利の人を以て、財利の權を執る、財利何れの時か、已まんや、是れ皆其害の大にして且つ見るべき者、曾て一人の其非を知る者なし、豈に愚の甚しきにあらずや、董仲舒曰く、政を爲すの用は、之を琴瑟に譬ふ、調はざる甚しき者は、必ず絃を解いて而して之を更張せば、乃ち鼓すべきなり、今や天下の琴瑟、調はざるも亦た甚し、是れ宜しく之を更張すべきの秋なり、機失ふべからず、士を擢んでく相こなし、卒を抜きて將こなし、固より不可なきなり、義を以て禮を

興し、禮を以て人を制するに若かざるなり、賢良の士を擧げ、諂諛の徒を誅し、賄賂の途を塞ぎ、廉恥の端を開き、而して後始めて治をいふべきなり、而して後始めて道を語るべきなり、是れ之を天下の大政といふ。

柳子曰、治天下國家者、先治其大者、而小者從之、故大利不可不興也、大害不可不除也、何謂大利、何謂大害、君仁臣賢而善人爲政、天下之大利也、君暴臣愚而小人用事、天下之大害也、大利興則大害止、善人舉則小人伏、古語有之、曰、衡誠懸矣、不可欺以輕重也、繩墨誠陳矣、不可誣以曲直也、規矩誠設矣、不可罔以方圓也、夫聖人之道、權衡也、繩墨也、規矩也、懸之以正、輕重、陳之以正、曲直、設之以正、方圓、何利不興、何害不除、故舜選於衆、舉皋陶、不仁者遠矣、湯選於衆、舉伊尹、不仁者遠矣、是之謂能治其大者、是之謂能興其利、是之謂能除其害、乃是之謂治國之道也、若夫衰世則不然、見其在位、孰能有其德者、見其在職、孰能有其才者、或叢勝敗事、或倉卒失舉、道將何所從、法將何所由、乃國之不亡者幸已、夫既然、則今之從政者、不能自出其謀、不能自發其慮、率因循先世之事、無問可與、不可、輒曰、故事爾、故事爾、無如事之不可窮何也、夫故事可因者、先王之所立、賢者之所定、而歷試無害於政、數行有益於事者、而後爲可矣、不可則視其意、察其情、考之古而無

恃試之今而無戾方可以施有政何必拘拘唯故之由哉假令先世有如桀紂者猶能不亡其國而其子其孫相嗣王于天下也則亦皆一切因循其事刑必炮烙樂必靡曼酒池肉林以開長夜之宴而後為能為政乎苟有憂民之心者雖五尺童子必不為也是其害之大且可見故也以其害之小不可見而依然居之豈不闕乎且事有可行諸古而不可行諸今者有可施諸前而不可施諸後者故仲尼之言曰殷因夏禮所損益可知也周因殷禮所損益可知也禹湯古之聖人也夏殷古之聖世也猶且一切因之則有所不行也損益擇其可然後制作有可觀焉者況今之世承戰亂之後距制作之時千有餘年世非其世國非其國無禮可因無法可襲者乎然則其所謂故事者唯是割據之遺俗戎蠻之餘風以此御天下之民非其敗事盡物者幾希矣偶有知其不可而改之亦唯苟且之輩見一時之利而不圖後害則朝之是而夕之非昨則得而今則失翻覆如波瀾變態如風雨群聚議事雜駁亡倫會一事之不能決依違久之在苒過時取譏群小者滔滔皆是是以從其事者見利而進見害而退唯欲免其罪而不欲致其身譏諛窺其間便嬖乘其虛出財成事納貨求私賄賂公行于朝野矣故貧者之萬善不能勝富人之一非而人不勝其誣罔矣且士之志於青雲也亡論才不才善賂者得之不善賂者失之際憂懼交至是以日走權貴之門屑屑乎唯幸之求甚者至於破其產傾其家俸祿不給而鬻妻孥罪惡自賈其禍者何其不智耶如是

之輩固不知經藝之一端奚足以舉治安之策哉縱使其得居一官所志不過財利以財利之人執財利之權財利何時已是皆其害之大且可見者曾無一人知其非者豈非愚之甚耶董仲舒曰為政之用譬之琴瑟不調甚者必解絃而更張之乃可鼓也今也天下之琴瑟不調亦甚矣是宜更張之秋也機不可失也擢士為相拔卒為將固無不可也不若以義與禮以禮制人舉賢良之士誅諂諛之徒塞賄賂之途開廉耻之端而後始可言治也而後始可語道也是之謂天下之大政

文武第五

柳子曰く、政の關東に移るや、鄙人其威を奮ひ、陪臣其權を専らにす、爾來五百有餘年なり、人唯武を尙ぶを知りて、文を尙ぶを知らず、文を尙ばざるの弊、禮樂並び壞れ、士は其鄙倍に勝へず、武を尙ぶの弊、刑罰孤行し、民其苛刻に勝へず、俗吏乃ち謂ふ、文を用ふる迂なる、武に任すの愈れるに如かず、禮をなすの難き、刑をなすの易きに如かず、古へ何んぞ以て稽ふるに足らんや、道何んぞ以て學ぶに足らんや、こ、是れ特に蠻夷の言のみ、殊に知らず文事ある者は、必ず武備あることを、禮樂の教は強禦も當る

陪臣は臣下の臣下即ち天子に對して諸侯大夫など、またもの

鄙倍は凡鄙にして理に背くを云ふ一説に倍は俗に作るを可さずと

文事ある者云々文武は一方に偏すべからざるをいふ蓋し古語なり、強禦は強梁にして善を禦ぐもの、禮樂の教は暴虐の人も自然

と服すべきをいふなり、  
 ◎一張一弛は弦を張ること、ゆるぶること、

◎濟々は衆盛なること、多士は人物の多きにいふ、

◎糾々は猛きにいふ、干城は外を拒ぎ内を衛るもの、  
 ◎禮に五禮あり一に吉禮二に凶禮三に賓禮四に軍禮五に嘉禮なり吉禮は祭禮の禮凶禮は喪禮の禮賓禮は賓客の禮軍禮は軍旅の禮嘉禮は冠婚の禮なり其の外に鄉飲酒とて郷黨の人に酒を飲ましむる禮、なごあり、されど冠婚喪祭を四大禮といひ上下に通ずる禮なり、

◎齒牙に掛くる云々は彼此を議論するに及ばぬをいふ、  
 ◎惛々は無知のこと、  
 ◎恟々は恐るること、  
 ◎身を殺し云々生命を擗て、心の徳を全ふすること、

ここなし、古の簡に率ひて道の易きに由ればなり、且つ夫れ文武は譬へば猶權衡の如きなり、一昂一低、治亂乃ち知り、一重一輕、盛衰乃ち見ゆ、奚んぞ以て偏廢すげんや、是故に文武の天下に於けるや、一張一弛、剛柔迭ひに舉り、一動一靜、強弱並び行はる、而して後能く四海を平均し、民其樂を樂しみて、而して其利を利さす、人今に到るまで、徳を稱せざるなし、詩に云ふ、濟々たる多士、文王以て寧し、文王の文たる所以なり、糾々たる武夫は、公侯の干城、武王の武たる所以なり、若し夫れ武王の武ありて、而して文王の文なければ、何を以て夫の郁々たるを見んや、文王の文ありて、而して武王の武なければ、亦た何を以て夫の赫々たるを見んや、文武の偏廢すべからざる、豈に照々たらざらんや、即ち今の人、生れて一經を執らざるものは、寐ねて思ひ寤めて思ふも、焉んぞ其然るを知らんや、知らずして之を言ふ、妄にあらざれば則ち狂、固より齒牙に掛くるに足らざるなり、然る雖も、天下の民惛々として其鄙に勝へず、恟々として其刻に堪へざる者、吾奚んぞ坐して之を視るに忍んや、身を殺して仁を成す、君子の

◎竿はうのふの古昔は三十六管なりしが後世十九管となれり、笙はしやうのふの大なるは十九管小なるは十三管あり  
 ◎綴兆は舞樂をなすもの、相連なるさかひをいふ、  
 ◎舞佾は舞列なり、天子は八、諸侯は六、大夫は四、士は二、佾毎に人数其佾數の如し

◎夷禮は夷狄の禮なり、  
 ◎驕は高ぶり傲は人を輕んずることなり、  
 ◎跋扈とは權勢を恣にして上を凌ぐをいふ、  
 ◎淫哇みだらなる音曲なり、  
 ◎廟堂は宗廟にも朝廷にも用ふ、  
 ◎踊躍はオドル坐作刺撃の状をいふ、  
 ◎經は常法なり、  
 ◎一丁字云々一字を知らざる者のこと、个と丁と字形相似たるより誤り傳へしならんこと云へる説あり、

辭せざる所なり、今夫れ文の照々たるものは禮樂より大なるはなし、而して輓近鄙陋の俗乃ち謂ふ、人情に近からず、冠婚喪祭、或は其目を知らず、琴瑟箏笙、或は其器を見ず、國に養老の禮なく、郷に飲酒の法なし、綴兆舞佾、且つ其何物たるを知らず、則ち先王の衣冠文物、亦何んぞ其何の爲めに設けしを知らんや、蒙昧此に至る、再び草莽に復へる、唯人制なかるべからず、亦た儀なかるべからず、則ち私智妄りに作り、此を以て彼に易へざる能はず、而して夷禮是に於てか起る、臂を横たへ肩を脅かし驕傲の容、以て朝廷の間に跋扈し、淫哇殺伐靡曼の伎、以て廟堂の上に踊躍し、彼のいはゆる淫樂瀆禮、先王の朝に容られざる者、公然天下の經となる、小民其間に生れ、而して目一丁を知らざるもの此を以て美觀となす、固より怪しむに足らざるのみ、若し夫れ稍々事情を知り、而して國家の職に與かるもの、宛然其此の如きを見んか、恥たる甚しきはなし、文を尙ばざるの弊、寧んぞ此に至れるや、且つ其武を尙ぶとなす者も、吾又た未だ然りさせざるなり、夫れ官の文武に分てるは、其相兼ぬべからざるを以てなり、

◎溫柔はオダヤカ敦厚はタノモシキこと

◎被堅は甲冑を着ること、執銳は劍戟を持つことなり、  
◎師旅は軍隊なり、  
◎實は孟賁にて言は夏育といへる古の勇ありしの人なり、  
◎鉄鉞は征討の時、授けらるる武器なり、

◎纒は冠の紐なり、  
◎俎豆は祭祀に用ふる具なり  
◎游は子游、夏は子夏なり子游は言僂子夏は卜商二人とも孔門の高弟なり子游は武藝の宰となり絃誦を起し之を治む經書の傳は多くは子夏より傳はる

◎簋豆は共に物を盛りて神に供ふる器なり、  
◎軍旅は軍隊のこと古は五百人を旅といひ一萬二千五百人を軍といへり、  
◎一兵を執らすとは一個の兵器をも手に持たぬこと、  
◎柔莢とは茅の始めて生ずる

譬へば牛と馬との如し、馬は能く遠に致し、牛は能く重に任ふ、性蓋し爾りごなす、若し馬をして重に任し、牛をして遠に致さしめんか、皆其の堪へざる所なり、今夫れ之に任する者、學ぶ所は詩書禮樂なり、故に其人ごなりや溫柔敦厚、慣れて以て徳ごなす、之を大にしては則ち卿相、之を小にしては則ち府吏、蓋し其能なり、假し其をして堅を被り銳を執り、師旅の間に在らしむるも、亦た焉んご貴育の功を見んや、其武を任する者の若きは、執る所は矛楯鉄鉞、故に其人ごなりや、威猛精烈、習ふて以て性ごなる、之を大にしては則將帥、之を小にしては即ち騎卒、蓋し其當なり、假し其をして纒を結び紳を垂れ、俎豆の事を行はしむるも、亦た焉んご游夏の容を見んや、是れ其相攝ぬべからざるや以て見るべきのみ、今や天下の士たるもの、列位已に廣く、冗員倍々多し、亦た唯便宜事を執る、文にあらず、武にあらず、彼れ將た何を以て任ごなすか、簋豆の事は則ち知らざるなり、軍旅の事能く其謀を出す者蓋し鮮し、甚しき者は終身一兵を執らずして、手は柔莢の如く、顔は薜花の如く駕を俟つて而して後に行き、茵を俟つて

を莢といふ柔かにして白きもの美しきに比す、  
◎薜花は木樨なりムクゲ又キハチスといふ、  
◎折衝は敵人の衝突を折き止むること、  
◎長も正も兵士の首領たるもの、  
◎鎗鈴は兵法なり、  
◎管轄は統べつかさどるをいふ、  
◎金は陣鉦、鼓は陣太鼓なり軍陣の法は鼓にて進み金にて退くなり、  
◎節制は取締なり、  
◎勝國とは前朝といはんが如し、  
◎天慶二年平将門叛し勢盛なりしに平貞盛藤原秀郷と力を合せて之を撃ち殺しぬ、同時に藤原純友之に應ぜしが小野好古源經基之を平ぐ、  
◎授首は誅に伏するをいふ、  
◎光仁の朝藤原王陸奥の田谷の窟に據りて叛きしが坂上田村麿之を征して誅殺せり、  
◎完聚は城郭を完うして人民を聚むること、  
◎指麾は旌旗の類にて指揮すること、

而して後に坐す、假し其をして駿に騎り良を執り、折衝の事に任せしめんか、則ち股已に鞍に勝へず、而して指も亦た弦に勝へざらん、其兵士の若きは則ち或は短長の兵を取り、數々險難の地を經る者、間々亦たこれあり、然れごも其長たり正たる者、素より韜鈴の教を聞かず、管轄制なく、調練法なし、鼓して進まず金して退かず、旗幟を之れ辨へず、號令を之れ聽かず、之を以て敵に當らんか、吾其の適ま敗を取るの道たるを知るなり、奚んご夫の所謂節制なる者を見んや、勝國以降、其の能く然らざるもの、僅々指ざし數ふべきのみ、昔者將門關東に割據し、純友南海に救應し、尊號を強僭し、數州を暴虐す、秀郷奮然ごして師を率うれば則ち兇賊遁逃し、叛臣首を授く、悪路王ご稱し、東夷を劫畧し、窺窬神器に及ばんごす、坂君兵を提げ遽然ごして東海に向へば則ち群盜伏竄し頑寇魂を失ふ、夫れ此の二人は、生れて山野海島の間にあり、日に其勇を養ひ、月に其智を長じ、完聚其道を得、指麾其法に由る、故に能く大敵を制し、功海内に比なく、千歲威猛ご稱し、百世驍勇ご稱す、是れ古の能く武に任へし者なり、況ん

◎軍國は大寶令に定めたる民兵制度にして壯丁三分の一を取て兵となし五人を伍となし二伍を火となし五火を隊となし二隊を旅とし十旅を團となせり。

◎仲尼の言に曰く云々、道びくは先んずるをいふ、政は法制禁令なり齊とは一にするなり道びきて従はざる者は刑して之を一にするなりかくするときは民は苟も免れて中心に羞ぢざるものなり。

◎爾然は失ふをいふ、  
◎曲は列するなり、  
◎廉耻は清潔にして醜辱を知ることをいふ。

や此の二人の時に當り、武を尙ぶの俗未だ起らず、軍國諸將の如き、上は兵部の制を奉じ、下は郡國の令を承け、尙且つ勇悍精銳、紀律あり、節制あり、之をして征伐の事に赴かしむれば、則ち一舉して枯を摧くが如し、豈に其文事ある者は、必ず武備あり、禮樂の教、強禦當るなきを以てにあらざるや、是に由つて之を觀れば、今の所謂武を尙ぶ者、亦た特に虚語妄説のみ、文武の以て相ひ無るべからざる、其れ然らざらんや、其れ然らざらんや、仲尼の言に曰く、之を道くに政を以てし、之を齊うするに刑を以てすれば、民免れて恥づるなしと、今の天下の如き、豈に特に民のみ然りとなさんや、乃ち卿大夫に至るも、亦た惟々免れんことを之れ求めて、曲從阿諛、一に海内の俗となる、廉耻の心、齷然たり又安んぢ之を君子の朝に齒せんや、嗟、之を要するに皆武を尙び文を尙ばざるの弊のみ

柳子曰、政之移于關東也、鄙人奮其威、陪臣專其權、爾來五百有餘年矣、人唯知尙武、不知尙文、不尙文之弊、禮樂並壞、士不勝其鄙倍、尙武之弊、刑罰

孤行、民不勝其苛刻、俗吏乃謂用文之迂、不如任武之急、爲禮之難、不如爲刑之易、古何足以稽、道何足以學也、是特蠻夷之言耳、殊不知有文事者、必有武備、禮樂之效、強禦無當、率古之簡、而由道之易也、且夫文武譬猶權衡也、一昂一低、治亂乃知、一重一輕、盛衰乃見、奚可以偏廢哉、是故文武之於天下也、一張一弛、剛柔迭舉、一動一靜、強弱並行、而後能平均四海、民樂其樂、而利其利、人到于今、無不稱德也、詩云、濟濟多士、文王以寧、文王之所以爲文也、糾糾武夫、公侯干城、武王之所以爲武也、若夫有武王之武、而無文王之文、則何以見夫郁郁乎哉、有文王之文、而無武王之武、亦何以見夫赫赫乎哉、文武之不可以偏廢、豈不昭昭乎、即今之人、生而不執一經者、寐思寤思、焉知其然哉、不知而言之、非妄則狂、固不足掛齒牙也、雖然天下之民、懵懵不勝其鄙、恂恂不勝其刻者、吾奚忍坐而視之哉、殺身成仁、君子之所不辭也、今夫文之照照者、莫大於禮樂、而輒近鄙陋之俗、乃謂不近人情也、冠昏喪祭、或不知其目、琴瑟笙簧、或不見其器、國無養老之禮、鄉無飲酒之法、綴兆舞佾、且不知其爲何物、則先王之衣冠文物、亦曷知其爲何設哉、蒙昧至此、再復草莽、唯人不可無制、亦不可無儀也、則私智妄作、不能不以此易彼、而夷禮於是乎起矣、橫臂脅肩、驕傲之容、以跋扈乎朝廷之間、淫哇殺伐、靡曼之伎、以踊躍乎廟堂之上、彼所謂淫樂瀆禮、不容於先王之朝者、公然爲天下之經矣、小民生其間、而目不知一丁者、以此爲美觀、固不足怪已。



若夫稍知事情而與國家之職者宛然見其如此乎爲耻莫甚焉不尙文之弊寧至于此哉且其爲尙武者吾又未爲然也夫官之分文武以其不可相兼也譬如牛與馬也馬能致遠牛能任重性蓋爲爾若使馬也任重牛也致遠乎皆其所不堪也今夫任文者所學詩書禮樂故其爲人也溫柔敦厚慣以爲德大之則卿相小之則府吏蓋其能也假令其被堅執銳在師旅之間亦焉見責育之功哉若其任武者所執矛楯鈇鉞故其爲人也威猛精烈習以爲性大之則將帥小之則騎卒蓋其當也假令其結纓垂紳行俎豆之事亦焉見游夏之容哉是其不可相攝也可以見已今也天下之爲士者列位已廣冗員倍多亦唯便宜執事非文非武彼將以何爲任乎蓬豆之事則不知也軍旅之事能出其謀者蓋鮮矣甚者終身不執一兵而手如柔荑顏如舜花俟駕而後行俟茵而後坐假使其騎駿執良任折衝之事則股已不勝鞍而指亦不勝弦矣若其兵士則或取短長之兵數經險難之地者間亦有之然其爲長爲正者素不聞鎗鈴之教而管轄無制調練無法則鼓焉而不進金焉而不退旗幟之不辨號令之不聽以此當敵乎吾知其適取敗之道也奚見夫所謂節制者乎哉勝國以降其能不然者僅僅可指數已昔者將門割據于關東純友救應于南海強僭尊號暴虐數州秀鄉奮然率師則兇賊遁逃叛臣授首惡路稱王劫畧東夷窺窬及神器坂君提兵遽然向東海則群盜伏竄頑寇失魂夫此二人者生在山野海島之間日養其勇月長其

智完聚得其道指麾由其法故能制大敵功無比於海內千歲稱威猛百世稱驍勇是古之能任武者也况當此二人之時尙武之俗未起如軍團諸將上奉兵部之制下承郡國之令尙且勇悍精銳有紀律有節制使之赴征伐之事則一舉而如摧枯矣豈非以其有文事者必有武備禮樂之教強禦無當耶由是觀之今之所謂尙武者亦特虛語妄說耳文武之不可以相無不其然乎不其然乎仲尼之言曰道之以政齊之以刑民免而無耻如今之天下豈特民爲然乎乃至卿士大夫亦惟免之求而曲從阿諛一爲海內之俗廉耻之心蕩然又安齒之君子之朝嗟要之皆尙武不尙文之弊耳

天民第六

古昔の所謂天民いはゆるは其の數四あり、曰く士、曰く農、曰く工、曰く商、士は善く官政に服し、以て天下の義を勤め、農は善く稼穡を務め以て天下の食を足し、工は善く器物を制して以て天下の用を濟し、商は善く貿易を爲し以て天下の財を通ず、此の四者は上天職を奉じ、下人事を濟す、相愛し相養ひ、相輔け相成し、以て一日も相無るべからざる者なり、先王民を視る其子を視るが如く、

◎貿易は物を交易すること貿易も亦易なり

◎秩祿は俸祿と同じ、

◎黜は「シリンケル」なり、  
「アケル」なり、進退さいふ如し、  
◎兆民は萬民をいふ、

◎忠信とは、言ふ所中心より  
出で、虚妄なきことなり、  
◎徳教は道徳の教なり、

◎飽食云々は勤勉ならざるこ  
と、

◎賈豎とは商人のことなり、豎  
さいふは、賤しむるなり、

民先王を視る其父母を視るが如し、父母善く子を教へ、子善く父  
母を養ふ、而して道其の中に存す、是を以て上下和睦し怨惡ある  
こと無し、國以て治り、人以て安じ、猶且つ憂慮する所あり、官  
を立て職を命じ、禮樂以て之を導き、號令以て之を教へ、秩祿以  
て之を富し、爵位以て之を貴くし、衣冠以て之を文り、干戈以て  
之を威し、之れが才を量り以て之に事を命じ、之を率ふるに義を  
以てし、之を使ふに時を以てす、賞罰信あり、黜陟典あり、而し  
て後兆民之に懷き、四國之に化す、是の故に士は四民に長として、  
天職を共にする者なり、君命を奉じて、天下に令する者なり、仁  
義を行ひ庶政を輔くる者なり、忠信を體し徳教を布く者なり、今  
の時に當り、士氣大に衰へ、内廉恥の心なく、外匡救の功なし、  
上天職を廢し、下人事を誤る、蚩々として商賈を争ひ、農を  
妨げ工を傷ひ、殘害以て威を稱し、飽食暖衣、安逸以て徳を稱す、  
日に其の粟を食ひ、日に其の器を用ひ、之に報ゆる所以を知らず、  
驕奢俗を成し身貧しく家乏し、秩祿贍らず、而して給を商賈に仰  
ぐ、假りて還さず、爭論並び起る、賈豎の利に黠しき、少成故の

◎百出は自由自在に智慧の出  
づること、  
◎鳥獲は古の大力ありし人、  
◎莫邪古の名劍なり、

◎居貨は財貨を積み置くこと

◎封君とは封土を有せる人な  
り、

◎獲は獲に作るを可さず、穀物  
の熟したるを刈取るをいふ、  
◎胼胝は勞作によりて手足の  
皮厚くなり裂け破るること、  
◎疊々は倦まざるをいふ、

◎司命とは其の人の力にて生  
死を支配すること、

◎税歛は租税なり、

◎鏝は老いて妻なきもの、  
◎寡は老いて夫なきもの、  
◎磽确は石多くして地味薄き  
をいふ、  
◎斥鹵は鹽土なり、

如く、習慣自然の如し、先づ勝つべからざるを爲して、敵の勝つ  
べきを待つ、唇を弾じ舌を鼓し、智巧百出、鳥獲も之が爲めに怯  
れ、莫邪も之れが爲めに鈍る、況んや彼れ固り是にして此固り非  
なり、之に克んご欲すご雖も其れ得べけんや、且つ大商の富に於  
けるや、居貨萬をもつて計り、奴婢十をもつて數ふ、家室器用、  
錦繡珠玉、皆我が足らざる所、而して彼れは則ち餘あり、是を以  
て封君首を俛れ、敬ふこと父兄の如し、先王の命ずる所、爵位安  
くにあるや、徳義の教輟む、是れ他なし、官其の制なければなり、  
夫れ農は能く百穀を播き、春耕し秋穫り、草處露宿し、手足胼胝、  
作役して以て上に奉じ餘力以て父母及び妻子を養ひ、疊々として  
怠らざる者なり、夫れ人食なければ則ち生きず、貴きこと王公た  
り、富四海を有つも、而も其の司命を爲すものは農にあらずや、  
故に先王司農の職を命じ、男に稼穡を勤め、女に紡績を教へ、税  
歛を薄ふして以て之を富ましめ、力役を省きて以て之を安んじ、  
之を親み之を愛で、鰥寡咸く其の徳を被ふる、後世は則ち然らず、  
磽确の地、斥鹵の田、日に其の力を竭くし、月に其の功を加ふ、

◎擔石は儲蓄の少きにいふ石は一石、擔は二石なり、擔は通過す。

◎豊儉は豊饌に作るべし、饌は作物の出来ざるこそなり。

◎凍餒は饑寒に同じ。

◎販鬻ひきぎ賣ること。

◎流離みぞたになり。

◎亡命は名籍を脱して逃亡するなり。

◎劫略なびやかしうばふ。

◎負郭二頃田城に近き地をいふ二頃は二百歩なり。

◎閭巷は邑里なり。

◎視は比なり。

◎不學無術、學術の素養なきものなり。

◎臧は下男にして獲は下女なり。

才かに擔石を得れば、則ち姦吏其の利を争ひ、税する所什に六七、調庸を併せ收め、盡さざれば已まず、偶々肥壤入る所、以て食に當つべき者あれば、則ち畫して之を計り、校して之を正し、課役を並び賦し竭さざれば措かず、窮乏死に至るも曾て回顧せず、夫れ此の如くなれば則ち土肥瘠なく歳豊儉なく凍餒相依り遂に其の業を廢し、計盡き術窮り、則ち販鬻末を逐ふ者あり奔走食を乞ふ者あり、散じて溝壑に轉ずる者あり、亡命竊盜する者あり、劫略相殺す者あり、人愈々少くして地愈々荒る、負郭二頃田、収むる所は斗升に過ぎず、加ふるに水旱の災を以てす、則ち手を束ねて斃るくを俟つ者あり、故に民の閭巷に在るや、善く鬻く者は富み、善く耕す者は饑う、之を先王の典に視れば豈に異ならざらんや、且つ其の吏たる者は、不學無術、唯々錢貨の貴ぶべきを知りて、利を見て義を廢せば則ち商賈の權、上は王公を侮り、下は朝士を凌ぎ、工を使ふこと奴隸の如く、農を視ること臧獲の如し、生を厚ふするの道亡ぶ、是れ他なし、官其の制なければなり、若し夫れ工は、能く器物を制し、以て天下の用を利する者なり、亦

◎錐刀は細事なり小利をいふ  
◎苦慮はヤキモノのあらくしてゆがめるにいふ  
◎售は賣りたる物を渡すこと  
◎堅緻は堅くして密なること

◎美は美服旨は美味なり、  
◎亢顔は顔をあげて誇る良なり、  
◎買豎は商人の、ことなるも豎の字を用ひしは、さげすみて云へるなり、

◎刺猴は棘刺を以て母猴を作りしこと云へるの故事なり言の奇にして實なきものなり  
◎瓊葉は瓊枝玉葉を約言せしなりその葉の美にして實なきをいへりしなり、

◎奇邪は珍奇にして邪惡なること、  
◎譁は誰く張は誕る、たぶかすこと、

た皆商賈を利を争ひ、錐刀是れ競へば、唯ち材皆麤惡、器は皆苦窳、日ならずして成り、時ならずして毀ぶる、唯售れ易きを欲して、其堅緻を欲せず、要は爲す能はざるにあらざるなり、此を爲せば富み、彼を爲せば貧しきが故なり、況んや官局に在る者、多く奴隸を養ひ、稱して弟子となし、彫琢刻鏤、一に他人の手に出で、而して己は一規矩を正すこと能はず、美を服し旨を食ひ亢顔自ら大匠と稱す、實に是れ一買豎財を媒する者のみ、是れ亦た實ある者は名なく、名ある者は實なく、而して名を逐ふを利とし入り實に背きて出づ、夫れ誠に此の如くならんか、刺猴瓊葉亦た何ぞ其の身を養ふに益あらんや、故に今の百工は即ち商賈の備奴のみ、何んぞ以て巧拙を論ずるに足らんや、用を利するの道壞る、是れ它なし、官其の制なければなり、故に今の民、身日に勞して財日に空し、是を以て斷然乃ち謂ふ、耕すも食に益なく、織るも衣に益なし、士も亦た曰ふ、學ぶも身に益なく、業家に益なし、乃ち其事を廢し、而して惟奇邪に之れ從ひ、譁張に之れ務む、於乎世の末を遂ふ者、何ぞ其れ多くして、本を務むる者

◎邪惡はよこしまなること

の何ぞ其れ寡きや、古者言へることあり、曰く上の好むところ、下これより甚しきものあり、先王其の此の如きを察す、故に徳を貴び、貨を賤しむ、以て民の邪惡を禁ず、教令上に明にして、風俗下に美なる所以なり、今且つ須からく官を置き職を立て、未を抑へ本に復し、商賈の權を奪ひ、農工の業を興すべし、然る後士氣漸く復し、各々其の生をなす所を樂しまば、則ち四民其の所得、而して天下の居安し。

古昔所謂天民者、其數四焉、曰士、曰農、曰工、曰商、士善服官政、以勸天下之義、農善務稼穡、以足天下之食、工善制器物、以濟天下之用、商善爲貿易、以通天下之財、此四者、上奉天職、下濟人事、相愛相養、相輔相成、不可以一日相無者也、先王視民如視其子、民視先王如視其父母、父母善教子、子善養父母、而道存其中焉、是以上下和睦、無有怨惡、國以治、人以安、猶且有所憂慮、立官命職、禮樂以導之、號令以教之、秩祿以富之、爵位以貴之、衣冠以文之、干戈以威之、量之才以命之事、率之以義、使之以時、賞罰有信、黜陟有典、而後兆民懷之、四國化之、是故士者長四民、共天職者也、奉君命、令天下者也、行仁義、輔庶政者也、體忠信、布德教者也、當今之時、士氣大衰、內無廉耻

之心、外無匡救之功、上廢天職、下誤人事、蚩蚩與商賈爭利、妨農傷工、殘害以稱威、飽食暖衣、安逸以稱徳、日食其粟、日用其器、不知所以報之、驕奢成俗、身貧家乏、秩祿不贍、而仰給於商賈、假而不還、爭論並起、買豎之黠於利、少成如故、習慣如自然、先爲不可勝、而待敵之可勝、彈唇鼓舌、智巧百出、烏獲爲之怯、莫邪爲之鈍、况彼固是而此固非、雖欲克之、其可得乎、且大商之於富也、居貨萬計、奴婢十數、家室器用、錦繡珠玉、皆我所不足、而彼則有餘、是以封君俛首、敬如父兄、先王之所命、爵位安在哉、徳義之教廢矣、是無它、官無其制也、夫農者能播百穀、春耕秋獲、草處露宿、手足胼胝、作役以奉上、餘力以養父母及妻子、壘壘不怠者也、夫人無食則不生、貴爲王公、富有四海、而爲其司命者、非農乎、故先王命司農之職、勸男稼穡、教女紡績、薄稅歛、以富之、省力役、以安之、親之愛之、鰥寡咸被其徳矣、後世則不然、磽确之地、斥鹵之田、日竭其力、月加其功、才得擔石、則姦吏爭其利、所稅什六七、與調庸併收、不盡不已、偶有肥壤所入、可以當食者、則書而計之、校而正之、與課役並賦、不竭不措、窮乏至死、曾不回顧、夫如此、則土無肥瘠、歲無豐儉、凍餒相依、遂廢其業、計盡術窮、則有販鬻逐未者、有奔走乞食者、有散轉溝壑者、有亡命竊盜者、有劫畧相殺者、人愈少而地愈荒、負郭二頃之田、所收不過斗升、加以水旱之災、則有束手俟斃者矣、故民之在閭巷也、善鬻者富、善耕者饑、視之先王之典、豈不異乎、且其爲吏者、不學無術、唯知錢貨可貴、而見

利廢義則商賈之權上侮王公下凌朝士使工如奴隸視農如賊獲厚生之道亡矣是無它官無其制也若夫工者能制器物以利天下之用者也亦皆與商賈爭利錐刀是競則材皆龜惡器皆苦窳不日而成不時而毀唯欲易售不欲其堅緻要非不能為也為此則富為彼則貧故也況在官局者多養奴隸稱為弟子彫琢刻鏤一出他人之手而已不能正一規矩服美食旨充顏自稱大匠實是一賈豎媒財者已是有實者無名有名者無實而利逐名而入背實而出矣夫誠如此乎刺猴瓊葉亦何益於養其身哉故今之百工即商賈之傭奴耳何足以論巧拙也利用之道壞矣是無它官無其制也故今之民身日勞而財日空是以斷然乃謂耕無益於食織無益於衣也士亦曰學無益於身業無益於家也乃廢其事而惟奇邪之從講張之務於乎世之逐末者何其多而務本者何其寡耶古者有言曰上之所好下有甚焉者先王察其如此故貴德賤貨以禁民邪慝所以教令明於上而風俗美於下也今且須置官立職抑未復本奪商賈之權與農工之業然後士氣漸復各樂其所為生則四民得其處而天下居安矣

編民第七

柳子曰く、古者民を治むるの法、必ず編伍あり、編伍法なければ、

◎編伍とは古昔五戸相依りて相保護する義務ありとなせしもの

◎亡命とは戸籍を脱して逃亡するもの

◎十室の邑は十戸位ある狭き地なり

◎通邑は四方に通ずる都會地

◎大都は天子の宮居のある所なり

◎無賴は、散放にして依り託すべきなきもの、はぢしらすなり

◎潜匿はひそみかくるをいふ

◎郷豪土著は土地の豪家や久しく住居せし者なり

◎溝瀆みぞのこゝ

◎糊口糊口に同じ四方の國に寄食するもの

◎里巷、閭井、閭閻といふ皆村里のこゝなり

◎囂々嗷々いづれも、さわがしきこゝ

◎豕交狗争は、禮なきの甚しきを形容していふ

則ち民土に安んぜず、民土に安んぜざれば、則ち國亡命多し、國亡命多ければ、則ち盜賊並び起る、治民の害、盜賊より大なるはなし、近世衰亂の後を承け、編伍法を失ひ、戸籍明ならず、十室の邑、尙相識らざるものあり、況んや通邑大都をや、無賴の民、亡命して家を破る者、歳に千を以て數ふ、然れども此を去り彼に居れば則ち知るべからざるなり、故に潜匿して都下にあるもの、或は終身追捕を免れ、還つて安逸の人となり、僥倖業を起し能く千金を致す者、亦た多からずせせず、而して一旦其籍に編列せらるれば、則ち郷豪土著の民に、終に相別つこゝとなし、若し乃ち窮民生を爲す能はざる者、奔走して食を道路に乞ひ、溝瀆に轉死するに至る者、曾つて隣里の憫む所とならず、或は髪を薙りて僧尼となり、口を四方に糊し、或は竊盜人を傷け、刑を他邦に受け、患難救はず、疾苦問はず、貴賤もなく、親疎もなく、唯其の冷煖を之れ察す、則ち名は閭井を同くするも、實は畜に仇視するのみならざるなり、囂々乎こして里巷の間に豕交し、嗷々乎こして閭閻の中に狗争するもの、豈に亦た悲しからずや、然りと雖も僻邑寒郷

◎古質は上古の質朴を守るなり、  
 ◎嬰兒はみどりご、兒始めて生るをいふ、  
 ◎註誤は惑はすなり、  
 ◎劫畧は威して取るることなり、  
 ◎徒黨は意氣相合ふもの、

◎處士は仕へずして家に居るもの、  
 ◎市井町中のこと、  
 ◎僑居は旅寓なり、  
 ◎浮屠は佛又は佛教或は僧にも通じていふ、  
 ◎鄺は店なり、房は住宅なり、  
 ◎巫祝は神に仕へ祈禱をなすもの、  
 ◎呪咀の咀は詛に改むべし、  
 ◎賣卜は謝金をうけて、うらのふもの、  
 ◎賽はサイセン、糶はシラゲ米なり、

の俗の如き、猶或は古質の風を存し、官を怖れ法を畏れ、則ち尙ほ未だ甚しとせず、都下群衆の民に至りては、則ち王公を輕蔑し、士人を威侮し、之を視ること嬰兒の如く、以て其の財貨を竊み、以て其の妻孥を掠め、註誤以て智と稱す、劫略以て勇と稱す、徒をなし黨をなし、以て自ら名號を樹るに至る、官制する能はざる所、法罰する能はざる所なり、還つて之れが力を假り、以て他の盜賊を追捕し、又之れが謀を用ゐ、以て他の暴徒を制す、則ち彼れ自ら其の官の爲めにするを誇り、愈々益々天下の民を侵侮す、奚んぞ、其の賊に兵を借し、盜に糧を齎らすの比に非らざるを知らん、歎ずべきの甚しきなり、又名は處士と稱し、市井の間に僑居し、技を以て生をなし、材を以て自ら售り、而して其の身を榮する者あり、又名は浮屠と稱し、鄺を假り場を開き、房を賃し席を設け、寡寡を誘導し、以て其の生を治むる者あり、又名は巫祝と稱し屋を構へて祠となし、壇を設けて廟に代へ、呪咀賽を納れ、賣卜糶を求め、以て其の家を成す者あり、此の數者は、治世必有の人、而して郷里の崇ふ所、小民の尙ぶ所、固より益なしとせず、然れ

◎令長とは萬戸以上の縣には令をおき以下には長を置くよりいふ、  
 ◎編戸は普通人民の家屋、  
 ◎濫吹とは實力なくして擧りに位に在るものをいふ、  
 ◎賭場は博奕をなす場所なり、  
 ◎黥は墨刑にてイレズミをなすこと、  
 ◎髡は罪人を罰して髪を剃ること、  
 ◎笞杖も罪人をムチにて打つこと、  
 ◎籍没とは官に其財産を残り取り上げること、  
 ◎擯斥は斥け退くること、  
 ◎僚友は同官のともをいふ、  
 ◎禁錮とは仕進の路を塞ぎて仕ふることを得ざらしむること、  
 ◎死灰は火氣なき灰のこと、  
 ◎前縉は、小懸なるにいふ、  
 ◎誣は欺く騙はたばカルなり

ども彼れ自ら其の身を處する、一は以て士となし、一は以て浮屠となし、一は以て巫祝となし、出るに令長の教を受くるなく、處るに編戸の籍に列することなし、則ち陋劣庸惡、亡命無賴の徒、其の間に濫吹し、而して奇邪の術を挟み、人を欺き民を誣ふ、放蕩縱恣、大に賭場を開き、窃かに罪人を匿し、子弟を誑誘し、良民を眩惑する者、蓋し其の半に居る、且つや近世の處刑、其の罪死に至らざる者、或は黥し或は髡し、或は笞杖を加へ、而して後ち其の財を籍没し、其の身を放逐す、則ち星散歸する所なき者、計るに勝ふべからず、而して其の暴惡固より輕刑の能く懲らす所にあらず、則ち或は自ら其の過を改め、以て其の業に就く能はず、是を以て親戚に寄らんと欲すれば、則ち擯じて之を斥く、僚友に託せんご欲すれば、則ち禁じて之を錮む、之をして衣食の計なく、身を容るくの地なからしむ、則ち窮困これより甚しきはなし、小人窮すれば斯に濫す、况んや其の性の固有する所、死灰寧ろ復び然らざらんや、遂に郷黨閭里の間に群聚し、窃盜攘奪以て人の産を妨げ、剪縉誣騙以て人の生を害す、此の如き者亦た少しとせず、

◎蒼生人民のこと、  
 ◎蓋は物の根を食ふ蟲なり故に民財を胃し取るにいふ、  
 ◎戴毛含齒は人類をいふ、  
 ◎網は大綱にして目は細目なり、  
 ◎掛漏は、ぬかりもろゝをいふ、  
 ◎刑錯は刑罰をそのままにして用ひぬこと、

是れ皆蒼生を蝨賊し、而して禍國家に及ぶ者、見て以て常態となすべからざるなり、宜しく編伍の制を復し、戸籍の法を明にし、戴毛含齒の屬をして、上管する所あり、下由る所あり、綱舉り目張り、掛漏の謗を容れざらしむべし、然る後土著の俗成り、而して刑措の化行はれん、其の國を治むるの道に於て、庶幾くは以て一變をなすべきなり。

柳子曰、古者治民之法、必有編伍、編伍無法、則民不安土、民不安土、則國多亡命、國多亡命、則盜賊並起矣、治民之害、莫大於盜賊也、近世承衰亂之後、編伍失法、戸籍不明、十室之邑、尙有不相識者、況通邑大都、無賴之民、亡命破家者、歲以千數、然去此居彼、則不可知也、故潛匿在都下者、或終身免追捕、還爲安逸之人、僥倖起業、能致千金者、亦不爲不多、而一旦編列其籍、則與鄉豪土著之民、終無相別焉、若乃窮民不能爲生者、奔走乞食道路、至轉死于溝瀆者、曾不爲隣里所憫、或蓬髮爲僧、尼糊口四方、或竊盜傷人、受刑他邦、患難不救、疾苦不問、無貴賤、無親疎、唯其冷煖之察、則名同閭井、而實不啻仇視、囂囂乎豕交於里巷之間、嗷嗷乎狗爭於閭閻之中者、豈亦不悲乎、雖然如僻邑寒鄉之俗、猶或存古質之風、怖官畏法、則尙未爲甚矣、至于

都下群聚之民、則輕蔑王公、威侮士人、視之如嬰兒、以竊其財貨、以掠其妻孥、誑誤以稱智、劫畧以稱勇、爲徒爲黨、以至于自樹名號焉、官所不能制、法所不能罰也、還假之力、以追捕他盜賊、又用之謀、以制他暴徒、則彼自誇其爲官、愈益侵侮天下之民、奚知其非借賊兵、齎盜糧之比哉、可歎之甚矣、又有名稱處士、僑居于市井之間、以技爲生、以材自售、而榮其身者、又有名稱浮屠、假廟開場、賃房設席、誘導饒寡、以治其生者、又有名稱巫祝、搆屋爲祠、設壇代廟、咒咀納賽、賣卜求糈、以成其家者、此數者治世必有之人、而鄉里所崇、小民所尙、固不爲無益也、然彼自處其身、一以爲士、一以爲浮屠、一以爲巫祝、出無受令長之教、處無列編戶之籍、則陋劣庸惡、亡命無賴之徒、濫吹其間、而挾奇邪之術、欺人誣民、放蕩縱恣、大開賭場、竊匿罪人、誑誘子弟、眩惑良民者、蓋居其半矣、且也近世之處刑、其罪不至死者、或黥或髡、或加笞杖、而後籍沒其財、放逐其身、則星散無所歸者、不可勝計焉、而其暴惡固非輕刑所能懲、則或不能自改其過、以就其業、是以欲寄親戚、則擯而斥之、欲託僚友、則禁而錮之、使之無衣食之計、無容身之地、則窮困莫甚焉、小人窮斯濫矣、况其性之所固有、死灰寧不復然乎、遂群聚鄉黨閭里之間、竊盜攘奪、以妨人產、剪絡誑騙、以害人生、如此者亦不爲少矣、是皆蝨賊蒼生、而禍及國家者、不可見以爲常態也、宜復編伍之制、明戸籍之法、令戴毛含齒之屬上有所管、下有所由、綱舉目張、不容掛漏之謗、然後土著之俗成、而刑

措之化行矣其於治國之道庶幾可以爲一變也。

### 勸士第八

◎婚は昏時に禮を行ふより姻は婦人夫に因るより婚姻といふなり、  
 ◎瀦瀦は齊國の二水の名其の水味を異にすされど既に合すれば其の味を辨知し難し、

柳子曰く、農工商賈、此れ之を民の良といふ、所謂良とは、用を利し生を厚ふし、相輔け相養ひ、以て國家に益ある者なり、故に先王師を立てて以て之を教へ、官を立てて以て之を治む、之を愛し之を親しみ、之を視ること子の如く、編伍制あり、使役法あり、推して以て士と相齒す、之を四民といふ、良たる所以なり、若し倡優戯子は、則ち人の利を仰ぎ、人の財を受け、以て人の耳目を悦ばしめ、徒らに其の口腹を養ふ、人の衣食を爲ること能はず、之を存するも國家に益なく、存せざるも國家に害なし、故に先王之を斥けて、四民と伍せしめず、戸籍相別れ、婚姻通せず、是れ其の民を視る、愛に等あり親に差あり、類分群聚之をして各々其の業を専らにし以て其の生を遂げしむる者、仁道存す、後世は則ち然らず、薰蕕器を同くし、瀦瀦流を一にし、良雜相混じ、戚族

◎倡優は戯劇をなすもの、

◎倭幸はへつらひて幸を得しもの、  
 ◎嬖寵は氣に入りもの、

◎治容ナマメキタルをいふ、  
 ◎婉言シトヤカナル言、  
 ◎歎羨はウラヤムこと、  
 ◎歎慕はホメシタフこと、  
 ◎便佞は辯才ありて實なきもの、  
 ◎口給は口才あること、  
 ◎萎蕪は衰へしほろ、操は音楽の曲なり、  
 ◎中和は人の性情の中正にして和けるをいふ、  
 ◎鳩は毒鳥なり其の羽を浸したる酒を飲めば死す、こいふ  
 ◎斧斤はチノなり、  
 ◎郊は天地を祀ること、  
 ◎韶は舜帝、武は武王の樂なり美は樂の音と容に就きていひ善は其の徳に就きいふ、

分なく、編戸の法壞れ、先王の政歌む、甚しき則ち倡優或は士の祿を受け、功なくして富み、徳なくして貴く、卒に其の業を變じ立ちどころに官政に服する者あるに至る、其の由る所を原ぬるに、佞幸嬖寵の旨を冀ふにあらざるはなし、故に其の意を得るに當りてや、私智を逞ふし以て王公を欺き、利欲を縦にし以て庶民を虐げ、讒譎面諛、暴戾誣罔、適ま夫の良家の子を賊ふ、豈に悲まざるべけんや、且つ士の輕薄なる者、毎に倡優の徒と居り、數々雜戲の場に入り、日に其の冶容を見、而して其の婉言を聞く、則ち人材彼れに若くもの無しといふ、歎羨歎慕、遂に廉恥の心を失ふ、便佞口給、唯優に之れ倣ひ、久ふして之に化す、則ち士氣之れが爲めに萎蕪し、鄙俚猥雜、以て淫を宣ぶるの俗を醸成す、況んや優伎の操音、淫哇に非れば則ち殺伐、人の心志を奪ひ、人の性情を盪かす、其の中和の徳を傷ぶる、特に鳩と斧斤とのみならずなるなり、即ち今の士大夫、亦た徒に其の音を聽き其容を視るのみならず、動もすれば其の伎を學び、其の曲を習ひ、甚しきは郊廟朝廷祭祀典禮に至るまで之を用ひて以て韶武に易ふるあり、王侯



◎聲律は音樂の調子なり宮商角徵羽を五音といふ、

◎鳩舌外國人の語を卑めていふ鳩は惡聲の鳥なり、

◎衰慢ナレアナドルこと、  
◎中書之言、中書は宮中なり  
國中の言といふこと同じ、

◎移風易俗は風俗を善美にする  
こと、  
◎置郵は人馬にて宿場より續  
ぎ立てること、

◎忠信篤敬、其の言ふ所は中  
心より出で、信實にして虛妄  
なく又行ふ處深厚敬慎にして  
少しの浮薄意忽なきをいふ、

◎皮の存せざる云々毛は皮に  
生ずるものなるに皮がなくば  
毛の附くべき地なし本なくし  
て末のある者なきをいふ、  
◎優孟は人の名樂官なり多辯  
滑稽にして諷諷を存せり、

之を舞ひ、卿相之を奏し、美善此に盡きたりと稱す、其の音たるを觀るに節なく制なく、聲律愜はず、宮商序なく、和せるに非ず、應ぜるに非ず、相喚び相叫び、曾て鳥啼猿嘯だにこれ若かざるなり、舞は則ち文ならず武ならず、進退法なく、周旋度なし、歌は則ち侏離鳩舌、興なく趣なく、景なく情なく、夢に託し妖に託す、亦た何の意義か之れあらん、若し其絲竹和すべき者は、則ち繁手數節、靡々褻慢、中書之言、尙聞くべきなり、斯の言の鄙き聞くべからざるなり、亦た唯上の好む所、下必ず甚しきものあり、則ち其の風を移し俗を易ふ、置郵命を傳ふるよりも疾し、諸此の如きの類、恥づくして愧ぢず、惡むべくして憎まず、士氣の衰ふる窮まれり、夫れ士忠信に非らざれば則ち以て政に與かるべからず、廉恥に非らざれば則ち以て事を處すべからず、此の四者は志、以て之を固うし、氣、以て之を達す、若し志氣兩ながら衰ふれば、則ち皮の存せざる毛將た何くに属かん、果して此の如くならんか、假りに其をして才あり藝あり、文るに衣冠を以てせしむるも、而かも唯是れ優孟のみ、何を以て君子ごなさん、何を以て

◎猪は狡猾、其は善良なり、

◎巫醫はカンナギクスシなり  
◎百工は諸の材器を製作する  
もの、  
◎藝苑は文藝界のこと、

◎妙年は少年に同じ、

◎叔世は澆季の世なり、

◎拔擢は衆人より引出し用ふる  
なり、  
◎奕葉累世に同じ、

◎桎梏は、てかせ、あしかせ  
にて拘束せらるるをいふ、  
◎蘊は蘊奥にて秘密なること  
◎簞はサビシキなり、

◎素餐は無能にして官祿を食  
むことなり、  
◎布衣は庶人の服、韋帯は貧  
賤の士なり、

◎屠龍の術は龍を屠るの業な  
り無用の技なり、  
◎彫蟲の事は文を作るに徒  
らに字句に拘泥して小刀細工  
をなすこと、  
◎宇宙は上下四方、天地の間  
又は無限の時間にもいふ、

士大夫ごなさん、是れ豈に編伍法なく、猾良相混ずるの弊にあらざや、唯巫醫百工と藝苑衆技の流この如き、則ち異なる者あり、何ごなれば則ち其の國家の用たるを以てなり、夫れ人の技藝に於ける、好悪あり、好悪ありて、斯に能不能あり、其の好みて能くす、則ち妙年或は奇異と稱す、好みて能くせざる、童習白紛、奚んぞ以て誣ふべけんや、故に先王の教を立つるや、師あり官あり選んで之を擧げ、登せて之を庸ふ、而して後天下遺才あることなし、叔世は則ち然らず、凡そ一才一藝に名ある者、幸に一たび擢拔を蒙むれば、則ち能ご不能を問ふなく、子孫奕葉相嗣ぎ、一家の業ごなり、已まんご欲して能はず、是を以て強て其の事を治む、則ち此を以て桎梏ご爲さぐるもの蓋し鮮し、亦た奚んぞ能く其の蘊を窮め、而して其の名を成す者を得んや、後世官家、寥寥乎ごして奇才を出すごごなく、而して素餐多きに居る者は、職ごして此れ之に由る、且つや技藝の嗜好ある、徒に酒色の如きのみならず、則ち布衣韋帯の士、産を破りて屠龍の術を學び、身を殺して彫蟲の事を習ふ者、宇宙の間に比肩接踵す、則ち其の今日に

◎比肩接踵はかたならなく  
びすをたらぬるこゝにて前後  
相つぐなり、  
◎華門圭竇は貴賤の人の住居  
をいふ、  
◎傲儻は才氣の卓異なるこゝ  
◎冀北は良馬の産地にして伯  
樂は馬を相する名人なり、  
◎燕王々昭王賢者を招く郭  
隗曰く昔し死馬の骨を買ひた  
る君あり後一年を経ざるに良  
馬至れり故に先づ隗を用ひら  
れよ王重くこれを任用さる此  
に於て樂毅、鄒衍等の賢者大  
に至れり、  
◎影響とは影の形に従ふが如  
く響の聲に應ずるが如く速に  
來り與みするをいふ、  
◎科擧の法學術の試験を行ひ  
其の科目によりて高下の次第  
を定むるをいふ、

ある、華門圭竇、寧ろ傲儻豪邁の才なからんや、而して唯是れ冀北の群、未だ曾つて伯樂の一顧に遇はず、則ち慷慨悲歌、徒らに岩穴草莽の中に憤死する者、亦た幾許人ぞや、昔者燕王郭隗の言を聽き、而して能く駿骨の値千金なるを信ぜり、則ち天下の賢士、其の徴に應ぜざる者無かりき、見るべし賢を好むの至驗は影響よりも疾きを、今の時と雖も、苟くも能く之を好むこと燕王の如き者あらば、士亦た豈に其の門に造るを願はざらんや、唯夫れ科擧の法なく、能者をして屈して伸びず、不能者をして強て欲せざるの事を爲さしめ、而して責むるに其の人無きを以てするものは何ぞや、是れ特に國家に益なき者を揚げ、而して天下に用ある者を抑ふ、曷んぞ以て士を勸むるの道ごなさんや、亦た曷んぞ以て民を安んずるの道ごなさんや。

柳子曰農工商賈此之謂民之良所謂良者利用厚生相輔相養以有益於國家者也故先王立師以教之立官以治之愛之親之視之如子編伍有制使役有法推以與士相齒謂之四民所以爲良也若夫倡優戲子則仰人之

利受人之財以悅人耳目徒養其口腹不能爲人衣食存之無益於國家不存無害於國家故先王斥之不與四民伍戶籍相別婚姻不通是其視民愛有等親有差類分群聚使之各專其業以遂其生者仁道存焉後世則不然薰蕕同器淄澠一流良雜相混戚族無分編戶之法壞矣先王之政歎矣甚則倡優或受士祿無功而富無德而貴卒至有變其業立服官政者原其所由無非佞幸嬖寵之冀旨故當其得意也逞私智以欺王公縱利欲以虐庶民讒諂面諛暴戾誣罔適賊夫良家之子豈可不悲乎且士之輕薄者每與倡優之徒居數入雜戲之場日見其冶容而聞其婉言則謂人材無彼若者歎羨歎慕遂失廉耻之心便佞口給唯優之傲久而化之則士氣爲之萎縮鄙俚猥雜以釀成宣淫之俗矣况優伎之操音非淫哇則殺伐奪人心志盪人情性其傷中和之德不特鳩與斧斤乎即今之士大夫亦不徒聽其音視其容動學其伎習其曲甚有至於郊廟朝廷祭祀典禮用之以易詔武王侯舞之卿相奏之稱美善盡于此也觀其爲音也無節無制聲律不愜宮商無序非和非應相喚相叫曾鳥啼猿嘯之不若也舞則不文不武進退無法周旋無度歌則侏離缺舌無興無趣無景無情託夢託妖亦何意義之有若其絲竹可和者則繁手數節靡靡褻慢中善之言尙可聞也斯言之鄙不可聞也亦唯上之所好下心有甚焉者則其移風易俗疾於置郵傳命諸如此之類可耻而不愧可惡而不憎士氣之衰窮矣夫士非忠信則不可以與政非

廉耻則不可以處事此四者志以固之氣以達之若志氣兩衰則皮之不存毛將何屬果如此耶假令其有才有藝文以衣冠而唯是優孟耳何以爲君子何以爲士大夫是豈非編伍無法精良相混之弊耶唯如巫醫百工與藝苑衆技之流則有異焉者何則以其爲國家之用也夫人之於技藝有好惡有好惡斯有能不能其好而能焉則妙年或稱奇異不好而能焉則童習白紛奚可以誣乎故先王之立教也有師有官選而舉之登而庸之而後天下無有遺才矣叔世則不然凡名一才一藝者幸一蒙擢拔則無問能與不能子孫奕葉相嗣爲一家之業欲已而不能是以強治其事則不以此爲桎梏者蓋鮮矣亦奚得能窮其蘊而成其名者乎哉後世官家寥寥乎無出奇才而素餐居多者職此之由且也技藝之有嗜好不徒如酒色則布衣韋帶之士破產學屠龍之術殺身習彫蟲之事者比肩接武于宇宙之間則其在今日華門歌徒憤死于岩穴草莽之中者亦幾許人也昔者燕王聽郭隗之言而能信駿骨值千金則天下之賢士無不應其徵者矣可見好賢之至驗疾於影響焉雖今之時苟有能好之如燕王者士亦豈不願造其門哉唯夫無科舉之法而使能者屈而不伸不能者強爲不欲之事而責以無其人者何耶是特揚無益于國家者而抑有用于天下者曷以爲勸士之道亦曷以爲安民之道也

安民第九

柳子曰く、魚の池に在るや、江海を思はざるはなく、鳥の樊籠に在るや、山林を思はざるはなし、是れ佗なし、皆自ら安んずる所なり、即ち民の天下に於けるも、亦た然らざらんや、先王其の然るを知る、之を視ること子の如く、之を愛すること手足の如し、故に其の安んずべきを爲し、而して民之を安んじ、其の樂しむべきを爲し而して民之を樂しむ、其れ既に安く、又既に樂し、是を以て民の先王を視る、亦た猶其の父母を視るが如く、孰れか其の仁に歸せざる者あらんや、詩に云ふ豈悌の君子は民の父母と、今夫れ浮屠の教たるや、曰く、生きて善を爲す者は、死して樂地に入り、百福並び臻る、其の惡を爲す者は、則ち地獄に墮ち、苦惱窮りなしと、苟も其の說を聽く者は、駭々乎として其の善に勸まざるはなく、愀々乎として其の惡に懲りざるはなし、是れ他なし、其の安んずる所を得んと欲すればなり、夫れ天堂と地獄と親しく

◎樊籠二字さしにカゴなり、

◎愀悌は樂易の義ヤハラヤメノシムこと、  
 ◎樂地は極樂世界なり一に安養又安樂とも譯す、蓮華藏世界、无量清淨土等の稱あり、  
 ◎地獄、亡者の苛責を受くる處なり、等活、墨繩、合會、叫喚、大叫喚、焦熱、大焦熱、阿鼻、の八大地獄あり一に冥府ともいふ、  
 ◎駭は馬の行く貌なり、  
 ◎愀は容色の變するをいふ、  
 ◎天堂は前の樂地と同じ、

◎鑽も斧なり、

◎溝壑はミソなり、  
◎自決は自分にて覺悟をするなり、

◎遠久は永遠の計なり、  
◎中を失ふは賞罰も正しきに的中せぬこと、

見たる處にあらず、而して必ず到る地にあらざるなり、尙且つ其の安樂を聞けば則ち之を喜び、其の苦惱を聞けば則ち之を懼る、豈徒之を喜懼するのみならんや、甚しきは則ち妻子を捨て貨財を捨て、饑寒を患へず、斧鑕を怖れず、死を視ること歸へるが如く、唯其の過すみやかならざるを之れ憂ふ、是れ亦た他なし、生きて此の如くなさざれば死して安からざればなり、必ず得べからざるの安を以て、忍ぶべからざるの欲を斷つ、諸を魚鳥の海山を思ふに比する豈に亦た甚しからずや、且つ人免るべからざるの患を、雪ぐべからざるの恥ちあれば、則ち必ず曰ん死するに若かざるなり、凶年飢歲には、走りて溝壑に赴く者、免るべからざる患を避くるなり、敗軍の將、刀を引きて自決する者、雪ぐべからざる恥を知ればなり、此を以て之を觀るに、安危苦樂の身に切なるや、死生よりも甚し、今天下の諸侯、國其政を同ふせず、人其俗を同ふせず而して不學無術の徒、目前の近利に徇したがひ、經久の遠圖を忘れ、賦歛省かず、刑罰措かず、法令常なく、賞罰中を失ふ、則ち民寧處に違あらず、此を去れば彼に就き、彼を出れば此に入る、恟々

◎道は引導なり齊は齊整なり徳と禮とは民をして日に善に遷り自ら知らざらしむるをいふ、  
◎民免れて恥なしは苟も刑を免れて中心に愧ぢざるをいふ、  
◎徳は君子の其心を安んずる所、土は小人の其身を安んずる所、刑は君子の法則を儀する所、惠は小人の恩澤に沾ぶ所なり、懐ふ所異るも之を均ふすれば同一懐の字なり、  
◎磔はハリツケ梟はゴクモン火刑はヒアブリなり、

◎赤は空なり、一族を空盡するをいふ、  
◎長陵は、漢代天子の墓なり、杯は手にて搦ふこと、少量の義なり、

◎割據は群雄割據の時代なり、  
◎遺は遺風なり、

とて唯其れ免れんことを之れ求む、是を以て四方の國、亡命して跡を滅す者少からず、而して土着の風變り、群聚の俗興る、仲尼の言に曰く、之を道くに徳を以てし、之を齊ふるに禮を以てすれば恥ありて且つ格たす、之を道くに政を以てし、之を齊ふるに刑を以てすれば、民免れて恥なし、又た曰く君子は徳を懐ひ、小人は土を懐ひ、君子は刑を懐ひ、小人は惠を懐ふ、苟も民を憂ふる心あらば亦た盍なんぞ之が處を爲さざるか、あく、今の刑を用ふる、先王の法に由らずと雖も、而も其の刑に處し罪を論ずる、必らずしも當らずとせざるなり、磔、梟、火刑の如きに至りては、則ち蠻夷の爲す所、之に加ふるに族滅を以てす、而も酷極れり、故に一家を燔けば、則ち身既に灰せられ、一禽を殺せば、則ち族頓に赤せらる、長陵一杯の土を盗む若きあらば、則ち吾未だ其何を以て之に加ふるを知らざるなり、然りと雖も死は一のみ、日に其口を滅じ、月に其戸を損じ、而して國其弊を受くるのみ、若し夫れ放逐跡を削り、籍没死一等を滅ずるは、則ち寬に似て實は太だ酷なり、是れ唯割據の遺を承け、苟且の策を立つる者、要する

◎絞は絞罪、斬は斬首なり、

◎窺竄は隙を伺ふなり、

◎末利、古は農を本業とし商工業を末業とす故に末利は商工のマウケなり、  
◎火の燥に就き云々同聲相應に同氣相求む、水は濕に流れ火は燥に就く、古語なり各々其類に従ふをいふ、

◎聚歛は重税を収めて民を苦むること、  
◎附益は附け加ふること、

に統一の制にあらざるなり、即ち重罪過惡の者、左に逐へば右に入り、前に放てば後に居る、則ち之を懲らすと雖も、無産無業、其身を如何ともすべからず、則ち窃盜劫掠、一に己むを得ざるに出づ、是れ奚んぞ其禍を除くにあらんや、假りに其をして禁錮身を處く所なからしめば、則ち絞斬即死の愈れるに若かざるなり、夫れ然り、則ち窮者日に多くして仁及ばず、賊者日衆くして刑及ばず、既に其安んずべきに安んぜず、又其懼るべきに懼れず、必ず窺竄の徒あるに至らん、且つ今天下の士と民と、固より其君を愛せざるにあらざるなり、又其上を懷はざるにあらざるなり、然れども苟も其職に安んぜざれば則ち或は奇邪の行を爲し、其業に安んぜざれば、則ち變じて末利の計を爲す、彼皆此の安からざるを厭ひ、而して彼の安んずべきを見るが故なり、諸を火の燥に就き、水の濕に就くに譬ふ、其れ曷んぞ拒むべけんや、若し彼の安んずべきを以て此の安からざるに易へば、則ち必ず然らざらん、之を安んずるの道いかに、曰く、今の政をなす者、概ね皆聚歛附益の徒、其禍を蒙むる者、獨農を甚しとなす、若し能く循廉の吏を用ひ、

◎循はスナホ廉は無欲なること、

農桑の利を奪ふことなくば則ち天下の食足る、天下食足りて而して後民其業に安んぜん、又循廉の吏を用ひ、商賈の利を縦にするることなくば、則ち天下の財足る、天下財足りて而して後士其職に安んぜん、士安ければ則ち國強く、民安ければ則ち國富む、國強く且つ富む天下の福なり、夫れ然して後、禮樂興すべきなり、賞罰明らかにすべきなり、是れ之を民を安んずるの道と謂ひ、是れ之を長久の策と謂ふなり。

柳子曰、魚之在池也、無不思江海焉、鳥之在樊籠也、無不思山林焉、是無它、皆其所自安也、即民之於天下、不亦然乎、先王知其然、視之如子、愛之如手足、故爲其可安而民安之、爲其可樂而民樂之、其既安矣、又既樂矣、是以民之視先王、亦猶視其父母、孰不歸其仁者也哉、詩云、豈佛君子民之父母、今夫浮屠之爲教也、曰生爲善者、死入樂地、百福並臻、其爲惡者、則墮地獄、苦惱無窮、苟聽其說者、駭駭乎無不勸其善矣、愀愀乎無不懲其惡矣、是亦無它、欲得其所安也、夫天堂與地獄、非親見處而非必到地也、尙且聞其安樂則喜之、聞其苦惱則懼之、豈徒喜懼之已哉、甚焉則舍妻子、舍貨財、不患饑寒、不怖斧鑕、視死如歸、唯其不過之憂、是亦無它、生不如此則死不安也、以

不必可得之安、斷不可忍之欲、比諸魚鳥之思、海山豈不亦甚耶、且人有不可免之患、與不可雪之耻、則必曰、不若死也、凶年飢歲、走而赴溝壑者、避不可免之患也、敗軍之將、引刀而自決者、知不可雪之耻也、以此觀之、安危苦樂之切於身也、甚於死生矣、今天下之諸侯、國不同、其政、人不同、其俗、而學無術之徒、徇目前之近利、而忘經久之遠圖、賦斂不省、刑罰不措、法令無常、賞罰失中、則民不遑寧處、去此就彼、出彼入此、恟恟唯其免之求、是以四方之國、亡命滅跡者不少、而土著之風變、群聚之俗興矣、仲尼之言曰、道之以德、齊之以禮、有耻且格、道之以政、齊之以刑、民免而無耻、又曰、君子懷德、小人懷土、君子懷刑、小人懷惠、苟有憂民之心、亦盍爲之處耶、嗟夫、今之用刑、雖不由先王之法、而其處刑論罪、不必爲不當也、至如磔梟火刑、則蠻夷之所爲、加之以族滅、而酷極矣、故燔一家、則身既灰、殺一禽、則族頓赤、有若盜長陵一抔之士、則吾未知其何以加之也、雖然、死一而已、日減其口、月損其戶、而國受其弊、則已、若夫放逐削跡、籍沒滅死一等、則似寬而實太酷也、是唯承割據之遺、而立苟且之策者、要非統一之制也、即重罪過惡者、逐於左、入於右、放於前、居於後、雖則懲之乎、無產無業、不可如其身何、則竊盜劫掠、一出乎不得已也、是奚在、除其禍哉、假令其禁錮無所處身、則不若絞斬即死之愈矣、夫然則窮者日多、而仁不及、賊者日衆、而刑不及、既不安其可安、又不懼其可懼、必至有窺竄之徒矣、且今天下之士與民、固非不愛其君

也、又非不懷其上也、然苟不安其職、則或爲奇邪之行、不安其業、則變爲末利之計、彼皆厭此不安、而見彼可安故也、譬諸火之就燥、水之就濕、其曷可拒乎、若以彼可安、易此不安、則必不然也、安之道何如、曰、今之爲政者、概皆聚歛附益之徒、蒙其禍者、獨農爲甚、若能用循廉之吏、無奪農桑之利、則天下食足矣、天下食足而後民安其業也、又用循廉之吏、無縱商賈之利、則天下財足矣、天下財足而後士安其職也、士安則國強、民安則國富、國強且富、天下之福也、夫然後禮樂可興也、賞罰可明也、是之謂安民之道也、是之謂長久之策也。

### 守業 第十

柳子曰く、夫れ民の業に居るや、父子相承け、世々變ぜず、各々其土に安んじ、各々其事を治むる者は、先王の治なり、是を以て上古の民、能く其道を知り、而して其業に力む、食此を以て足り、器此を以て堅く、財此を以て通ず、之を用ふる者損なく、之を爲す者乏しからず、季世は則然らず、士の祿は農の利に如かず、農の利は工商の富に如かず、工商は巫醫に如かず、巫醫は浮屠に如

◎封疆は領域の如し、幾何は數學中の一名目、点線、角度、面積、体積等に就きて、互に比較する法なり、◎外道は我が行ふ道と異なる道なむ、◎汲々たる速かなるを思ふこと、◎來相は未相の誤未は勳の柄相はその頭にある金なり、◎蟻冠はもたひ、◎馬冠は山鳥の勇敢なるにあやかりて其毛を飾りこせる武士の冠なり、◎息心の侶は僧をいふ、◎飛閣は非常に高きタカドノなり、◎駟は一乗の車に馬四頭をつけたるをいふ、◎絡繹は往來たゞざるなり、◎肩摩は撃人や車の雜沓するをいふ、◎俛子は幼子なり、◎使熊狙工は猿熊などを使ふ野師なり、◎堵墻は土手をいふ、◎巫は女祝は男にして共に神を祭る人なり、◎符章は御札賣なり、◎買はミツヤモノ征はカ、リモノ共に政府に納むるもの、◎古の制度には異言をなし異股を著たる者を禁ぜしことあり、◎波斯國は金、銀、鉛石、水精異寶を出し、大錦、細絹、毛織物を産す善馬多し、

かず、而して俳優倡伎、別に一封疆を得、幾何、外道、更に一乾坤を開く、即ち民の汲々乎として、就れか能く其業を修め、其事を守らんや、利を逐ふて走り、欲に随つて變じ、昨は未相を荷ひ、今は販鬻、朝に罽罽を執り、夕には咒詛、鶻冠の士、忽ち倡優の態を羨み、息心の侶、或は耶蘇の教を奉ず、彼其の庸夫固より是非の辨を知らず、亦奚んや其邪正を問ふに違あらんや、此に居れば則危く、彼に入れば則安く、此を爲せば則窮し、彼を爲せば則達す、利を見て進み、害を見て退くは衆人の情なり、即今の俗吏何を以て能く禁ぜん、且や、通都大邑に處る、邸第官舎、囊を連ね城を繞り、飛閣天に接し、卿相居り、侯伯朝す、結駟連騎、絡繹して斷せず、穀擊肩摩、襟袂幕をなす、俳優雜劇舞伎俛子の屬より、以て使態狙工、支離盲聾の徒に至るまで、視る者堵墻の如く、巫覡符章、浮屠念誦、乞ふ者は踵を接ぎ、求むる者は趾を重ぬ、糶を積むこと山の如く、賽錢土の如し、之に居る者は貢せず、之を賣る者は征せず、異服を之れ識らず、異言を之れ察せず、市に波斯の觀を縦にし、府に金帛の美を積み、茶肆、酒肆、簷を

◎糶はナマケサなり蟻の巢をかきて聚り集まるが如きをいふ、◎歩は土地を丈量するに人の左右の足をあげて歩みたる長さなむ、◎鉅萬は萬々といふに同じ、◎餐金薪玉は驕奢の甚しきをいふ、◎行役は人民を強制して公用に使ふこと、

◎古人云々後漢王符の潜夫論にあり、◎無聊安んじ樂まざるをいふ、◎壘を踰に城に登る云々は農民一揆を起し強訴するもの、◎輦轂は天子の車をいふ故に都を輦轂の下さいへり、

接し地に青草なき者、方數十里、是を以て天下の民、郷を云り國を去り、競ふて之に歸く者、猶蟻の糶に著くが如く、日に其數を知らず、則人益々多くして土益々狭し、城闕の外、率ね歩一人を容れず、是れ皆末を逐ひ利に倖むの徒のみ、其耕織して本を務むるの民に至りては、則概ね聞ふるなし、是故に都下の衣食を給する、日に鉅萬を盡くす、金を餐ひ玉を薪にす、猶以て慊らずなす、乃ち關外四野の民、千里に輸運し、力を盡し財を竭し、行役數歲、田蕪れ野荒る、夫は其鋤を廢し、婦は其機を罷め、唯末を之れ逐ひ、唯利を之れ求む、亦た何ぞ其妻孥を恤ふるに暇あらんや、古人言へることあり、曰く一夫耕ざれば、則ち天下其饑を受くる者あり、一婦織ざれば、則ち天下其寒を受くる者あり、乃ち窮民の無聊なる者、或は異術を挟み、愚人を眩惑し、或は憤怒激發、正長を劫掠し、甚しきは則壘を踰に城に登り、逼りて其主に訴ふる者あり、亦た皆之を爲せば則ち得、爲さざれば唯ち失ふ故のみ、今の俗吏の如き、生れて輦轂の下に在り、唯此富足を見て、未だ彼窮乏を知らず、輒ち曰く、古今の盛世なり、天下

◎泰否は安泰なるを然らざるなり、

◎矛は長柄の兵器、戟は杖ある兵器、共にホコなり、

◎瓦合は破れ瓦の相合ひたる如きなふ聚め合はすとも齊しからざるなり、

◎刀鋸は利具なり一旦卸せられし人をいふ、

◎口を糊すは寄食なり、

◎緩急は危急の場合をいふ、

◎四表は四方の外なり、

◎王道仁徳を以て下を治むる道なり、

の美土なりと、殊に知らず陰陽泰否、變易定らざるを、此に益せば則彼に損す、天地の至理のみ、一旦不測の難ありて、而して旌旗目を掩ひ、金鼓耳を駭かし、矛戟前に當り、矢石後に接す、即ち騎卒並び奮ひ、而して水火之に乗ぜんか、其將さに何の謀に出るを知らざるなり、之を拒ぐ者は吏士、之を禦ぐ者は卒徒、亦皆群衆瓦合の兵進退唯厥の利を見れば、則鞭を揮ふて走り、旗を負ふて遁る、固より以て前知すべきなり、況んや士人の使ふ所、奴隸輿夫の賤き者、亡命無頼、思なく義なし、或は刀鋸の餘に出で、備力口を糊し寄留生をなす者、尙何ぞ其曲制たるを望んや、此を以て緩急使ふべしと爲す者、亦た愚の甚しきにあらずや、是れ皆一時の小利を見て、後患を慮らず、人窮し民憂へ、而して禍根を培養する者のみ、故に古の天下を治むる者は、務めて其利を平にし、務めて其窮を贍はし、廣く四國に及ぼし、推して四表に達す、而して後民其の土に安んじ、人其の業を専らにす、是を以て世長く清平に、而して國日に富庶なり、書に曰く、偏なく黨なく王道蕩々、黨なく偏なく王道平々と、民を治むる之を蕩といひ、國を

◎平は音ヘン平かにしてカマコラをいふ、

治むる之を平といふ、豈に偏なく黨なきの謂にあらずや、今の政を爲す者、其れ蕩々たるか、其れ平々たるか。

柳子曰夫民之居業也、父子相承、世世不變、各安其土、各治其事者、先王之治也、是以上古之民、能知其道、而力其業、食以此足、器以此堅、財以此通用、之者無損、爲之者不乏、季世則不然、士之祿不如農之利、農之利不如工商之富、工商不如巫醫、巫醫不如浮屠、而俳優倡伎、別得一封疆、幾何外道、更開一乾坤、即民之汲汲乎、孰能修其業、而守其事者哉、逐利而走、隨欲而變、昨荷來相、今則販鬻、朝執纒縛、夕則咒咀、鴟冠之士、忽羨倡優之態、息心之侶、或奉耶蘇之教、彼其庸夫固不知是非之辨、亦奚遑問其邪正哉、居此則危、入彼則安、爲此則窮、爲彼則達、見利而進、見害而退、衆人之情也、即今之俗吏、何以能禁焉、且也處通都大邑、邸第官舍、連甍繞城、飛閣接天、卿相居焉、侯伯朝焉、結駟連騎、絡繹不斷、穀擊肩摩、襟袂爲幕、自俳優雜劇、舞伎侏子之屬、以至于使熊狙、工支離、盲聾之徒、視者如堵、壻巫覡符章、浮屠念誦、乞者接踵、求者累趾、積糶如山、賽錢如土、居之者不賈、賣之者不征、異服之不識、異言之不察、市縱波斯之觀、府積金帛之美、茶肆酒肆、接簷地無青草者、方數十里、是以天下之民、去鄉去國、競而歸之者、猶蟻之著羶、日不知其數、則人益多而土益狹、城闕之外、率步不容一人、是皆逐末侷利之徒耳、至



其耕織務本之民、則概乎無聞矣、是故都下之給衣食、日盡鉅萬、餐金薪玉、猶且以爲慊焉、乃關外四野之民、輸運千里、盡力竭財、行役數歲、田蕪野荒、夫廢其鋤、婦罷其機、唯末之逐、唯利之求、亦何暇恤其妻孥哉、古人有言曰、一夫不耕、則天下有受其饑者、一婦不織、則天下有受其寒者、乃窮民之無聊者、或挾異術、眩惑愚人、或憤怒激發、劫掠正長、甚則有踰壘登城、逼訴其主者、亦皆爲之則得、不爲則失故耳、如今之俗吏、生在輦轂之下、唯見此富足、而未知彼窮乏、輒曰、古今之盛世也、天下之美土也、殊不知陰陽泰否、變易不定、益乎此則損乎彼、天地之至理爾、一旦有不測之難、而旌旗掩目、金鼓駭耳、矛戟當前、矢石接後、即騎卒並奮、而水火乘之乎、不知其將出何謀也、拒之者吏士、禦之者卒徒、亦皆群聚瓦合之兵、進退唯見厥利、則揮鞭而走、負旗而遁、固可以前知也、況士人之所使、奴隸與夫之賤者、亡命無賴、無恩無義、或出刀鋸之餘、備力糊口、寄寓爲生者、尙何望爲其曲制哉、以此爲緩急可使者、不亦愚之甚耶、是皆見一時之小利、而不慮後患、人窮民憂、而培養禍根者、爾故、古之治天下者、務平其利、務贖其窮、廣及四國、推達四表、而後民安、其土人專其業、是以世長清平、而國日富庶矣、書曰、無偏無黨、王道蕩蕩、無黨無偏、王道平平、治民之謂蕩、治國之謂平、豈非無偏無黨之謂耶、今之爲政者、其爲蕩蕩乎、其爲平平乎。

### 通貨第十一

柳子曰く、食を足すの道、農事を勸むより先なるなし、而して貨を通ずるの計、物價を平にするより先なるはなし、稅歛を厚ふせざれば則農勸み、商利を縦にせざれば則價平かなり、古の時帝王能く其農を勸む、故に夏は五十にして貢し、殷は七十にして助し、周は百畝にして徹す、制や異なりと雖も、而も其實は皆什が一のみ、後世乃ち租調の法あり、率ね亦た什に一二を稅す、賢人君子尙且つ以て古道に若かずと爲す、其價を平にする者、周官に司市、質塵、賈師、泉府の職、塩鐵茶馬の征あり、奕世議を置かざるはなし、輓近以來、邦國の租、或は什に五六を收め、加ふるに調と庸とを以てす、則稼穡の力卒に其費を償ふ能はず、是を以て田野日に荒れ農事日に怠る、怠れば斯に窮し、窮すれば斯に濫す、濫すれば斯に軼す、軼して復らざれば、則年穀登らず、而して食足らず、唯、夫れ商賈は則然らず、價賤しければ居き、價貴ければ廢す、廢居已に在り、而して利撥るが如し、且つ大商の人を食ふ、動も

◎夏の時の稅法は一夫に五十畝を授け、其收穫中より年貢を取り、殷の世には七十畝を授けて上の入用を助けしめ、周の代には百畝を授けて其中より稅を徹取せり、斯く三代共に其數を異にするも、其實は井田の制に依れるなり。

◎司市、以下は周官に載せる官制なり。

◎廢居は品物を貿易して利を占むるをいふ、或は廢置する所あり、或は居蓄する所あり、邑中に居き以て時に乘じて利を射るなり。

◎徒手は空手なり、  
 ◎舉止は行止に同じ、凡百は總ぶる辭なり、  
 ◎鏤はチリム彫はエルなり  
 ◎府庫共にクラなり、  
 ◎娥眉齒より出でたる蝶の如き眉なり、  
 ◎皓は白きなり、  
 ◎倚疊は高く重なること、  
 ◎委積は積み重なること、

◎狛狛は小兒許り多きないふ  
 ◎揣摩は我心を以て推量するなり、  
 ◎封君は封土を有せるもの、  
 ◎錦繡は、にしきぬひそり綺縠は、あやあきぬ、  
 ◎輕軟軽く柔らかなるをいふ  
 ◎膏は肥肉梁は美穀なり、

◎古錦は古代の錦をいふ、  
 ◎方寸は一寸四方のこと、  
 ◎刀鏤は鏤と解して可ならん  
 ◎枚は物を數ふるに言ふ語なり

すれば千百に至る、奴隸臧獲、帛を衣肉を食ひ、徒手肆に居る、舉止亦た何の勞か之れあらん、況んや其用ふる所、凡百の器玩、鏤金彫玉、貳なく双なき者府に實ち庫に充つ、娥眉皎齒、容あり姿ある者、坐に滿ち席に盈つ、其餘金帛藏して發せず、納めて出さず、倚疊山の如く、委積丘の如し、地を買ひ宅を買ひ、一夫或は千戸を私す、房を賣り舍を賃し、一人或は鉅萬を占む、之に居る者厭はず、而して之を置く者損せず、故に一商の廢居、輒ち一國の入を傾く、狡猾の才、揣摩の術、禁なく制なく、唯、其欲する所なり、則其富幾んど封君と相抗す、故に天下の異樹珍禽、絶世奇怪の物、皆之に歸し、錦繡綺縠、華美輕軟の物、皆之に歸し、珠玉之に歸し、金鐵之に歸し、膏梁肥肉之に歸し、美果旨酒之に歸し、巫醫工匠之に歸し、俳優雜伎百爾の技藝者、亦皆之に歸す、夫れ然らば則天下の貨、之れが爲めに足らず、而して財之れが爲めに通ぜず、是を以て古錦の美なる者、方寸或は千金に値ひす、刀鏤の精なる者一枚或は萬石に當る、故に士の祿秩ある者、終身其美を服すること能はず、而累世其精を用ふること能はず、豈に

◎五土の利、五土とは一に山林、二に川澤、三に丘陵、四に墳衍、五に原隰なり、

◎端倪の端は山の巔なり倪は水涯なり本末終始を知らざるをいふ、

◎矜寡は寡寡と同じ、

◎息は利子なり母は本金なり

◎忽々は急遽なりあわつること、

趨衣服器玩のみ然りと爲んや、薪藟魚鹽、五土の利、鍛冶、陶鑄、百工の事に至るまで、一に商旅の占むる所となり、物價騰躍して端倪すべからず、而して天下の幣、悉く市鄣の間に集まる、故に今の世、公侯百里の國、以て其孤獨を恤むに足らず、卿相萬戸の封、以て其矜寡を憐むに足らず、大夫以て其家事を治むるに足らず、士以て其妻孥を養ふに足らず、農工皆其債を償ふに足らず、足らざれば則之を商賈に假る、一歳の息、或は其母に倍蓰し、衣を賒り財を典し及び妻孥を質となす者あり、天下の不利孰れか大ならん、此の時に當り、俗吏の政を爲す、群議終日、卒に一策を得る能はず、徒に聚歛附益を務む、此を取り彼を忘れ、忽々として東西に奔走し曾つて一賈豎を制すること能はず、亦何ぞ一朝の食に益あらんや、然らば則之をいかん、曰く、商は天下の賤民なり、天下の賤民にして、天下の豪富に居て、肥を食ひ輕を衣る、固より其所にあらざるなり、而かも縱まくに天下の財を廢居し、天下の貨を出納す、罪亦た大ならずや、何んぞ其官を建て、其法を立て、之をして農と共に食み、工と與に居らしめ、凡百の玩好、一切之

を禁じ、高閣重門、一切之を止め、従はざる者は之を刑し、改めざる者は之を罰せざる、之を賣る者は多く、之を買ふ者は少く、則居る所の者必ず廢し、聚る所の者必ず散じ、散ずる者多ければ售れず、售れざれば必ず其價を減ぜん、而して後能く其眞實を辨じ、能く其精粗を明らかにし、利多き者は之を征し、多く蓄ふる者之を賦し、此の如くなれば則物價自ら平かにして、貨財自ら通ぜん、且つ其農を治むる者、豈に田は必ず百畝、税は必ず什が一にして、而して後に薄とせんや、叔世之れが法を立つるに、上は石に四斗を税し、中は石に三斗五升を税し、下は石に三斗を税す、率ね以て常とす、若くは豊儉を計りて之を收む、其今の時に於ける、甚だ厚しとせず、然れども數十年來の如き、窮民或は培養に給らず、而して田蕪れ野荒る、其得る所、什已に二三を減ず、而して吏の檢するところ、別抉幾んど盡く、則諸を勝國の時に比すれば、損する所既に其半を過ぐ、且つ地の肥瘠、常ある者の如き、亦た未だ必しも人力に由らずんばならず、而も加ふるに水旱の災を以てす、則古の所謂膏腴も磽确の地に若かざる者あらん、況ん

◎豊儉は豊凶なり、

◎別抉、別は骨を解くこと、抉は挑なり、くり出すをいふ、

◎溝洫は田畝の間に設けたる水道なり、

や民力の加ふる所、薄賦の田に専らにして、而して租税の増す所、偏に豊穰の地にあり、則今の田を賣るに、上者は下者に如かず、乃其之を買ふ者も亦た唯其下者を選びて、其の上者を求めず、夫れ田の上下あるや、必ず其入る所の多少を分つ、而して今或は之に反す、吾未だ其何故なるを知らざるなり、若し今其溝洫を更正し、上下の等を改定し、因て數歳の入を計り、以て租調の法とす、計吏をして私智を逞うすることを得ざらしめば、則民業必ず安く、而して農事必ず舉らん、是れ其食を足し財を通ずるの道のみ、然らば則天下の大利寧ろ此に止まるのみなるか、曰く否な、然らず、今天下の士大夫、請に託し官を得、賂を納れて貴を取る、則饗養の族、廟堂の上に盤桓し、貪賺の俗、輦轂の下に羅織す、故に士庶人の贄、或は一家の産を破り、卿大夫の贈、率ね一歳の俸を傾く、之を贈る者多くして、之を酬ゆる者寡く、則貨皆威權の門に聚る、乃ち士大夫の其身を立てんと欲する者、十室の邑、擔石の俸、奚んぞ以て其妻孥を養ふに足らんや、是を以て其仕進に志す者、唯其富を欲し、其利を羨む、貪慕の情、一たび萌して

◎饗養は飲食財貨を食ること  
 ◎貪賺はムサホリスカスなり  
 ◎羅織とは罪なき者を羅にかけて其罪を織り成すをいふ  
 ◎贄は會見に執れる禮物なり  
 ◎贈は財物を送與すること

廉恥の心罷む、其教化に害ある者一なり、又其權貴に居る者、必しも欲なくんばあらず、而して之に贈る者、必しも辭なくんばあらず、則己むを得ずして之を受く、數々贈り數々受くるに及んでは、則必ず回護なき能はず、而して之を薦め之を擧ぐ、必ずしも其賢愚を問はず、是れ名は人を選ぶと稱して而も實は官を賣るものこなす、其政事に害ある者一なり、且つ士大夫の官にある者、己れ賂を以て之を得たり、則其人に於ける、亦た必ず然らざる無き能はず、故に善く賂ふ者は之を好みし、善く之を賂はざる者は之を惡む、宦官宮妾、之に乗じて以て其利を貪り、以て其欲を達し、忠信の士退き、而貪墨の俗進む、是れ其風俗に害ある三なり、事を求むる者、唯彼の欲に乗じ、之に啖はしめ以て己の事を濟す、則權勢の家、轍の迹絶ぬず、而して罷官の門、雀羅設くべし、是れ其人情に害ある四なり、權勢の家、其臣妾の寵ある者、固より論なきのみ、僮僕奴婢の屬に至るまで、亦皆其の私を受けて其財を富ます、肉を食ひ帛を衣、逸居終歳、奢侈其分を過ぐ、是れ其制令に害ある五なり、五つの者皆天下の事に害あり、而して財之

◎宦官は宮中の奥向の小吏一に聞官ともいふ、  
◎貪墨とは不潔なる欲を貪り取れし吏なり、

◎轍の迹絶ぬざるは訪客多ければなり、  
◎罷官云々は官を辭したる人の宅へは訪客なく門前に雀の網を張るべしといふこと、  
◎逸居は、なまけて暮すこと

◎聘は訪問すること幣は幣物なり、  
◎問は訪問遣は贈遺なり、

◎打算は數ふること宋の蘇軾買道打算費用の法を行ひしことあり、

◎菜色は人の飢いたる色をいふ、

◎餓季は餓死する者を季といふ、  
◎軒輕は輕重上下なきをいふ

が爲めに通ぜず、貨之が爲めに足らず、豈に禁ぜざるべけんや、切に望む公侯以下の常制を立て、聘幣數あり、問遺禮を以てし、饗饗の族を却け、貪墨の俗を移し、犯す者は之を刑し、違ふ者は之を罰せば、則高貴なる者必ず廉に、而して卑賤者必ず直からん、夫然して後公侯能く其社稷を守り、卿大夫能く其祿位を保ち、士庶人と能く其身を安んじ以て其妻子に及ばず、是誠に天下の大利なり、俗吏の計、此に出でず一切打算費用の法を行ひ、朝を汚し士を浼し、濫りに民と利を争ひ上は勢利の人に附し、下は制を賈豎に受け、天下の財をして日に通ぜず、食をして日に足らざらしむ、而して身自ら窮する者、至愚と謂ふべし、客政事を議す者あり、曰く財を通じ食を足すの道、既に命を聞くことを得たり、敢て敬從せざらんや、唯夫れ物の貴賤ある、必しも多寡に由らざるが如し、然れども古者米石に二兩、尙且つ以て太貴と爲さず、今や價其半に過ぎず、而して饑乏之に倍す、民に菜色あり、野に餓季あり、敢て問ふ其故何ぞや、曰く是亦た知り易きのみ、夫れ食貨の軒輕ある、猶權と衡との如きか、多ければ則賤く、寡けれ

◎腹脂はあぶらづきて肥にたるをいふ。  
 ◎紅腐は米が古くなりて紅く腐ること。  
 ◎委積委は少しく積むを委といひ多く積むを積といふ。  
 ◎常平倉穀物の價低き時は價を増して買上げ以て農民を利し貴き時は價を減じて賣り以て貧民を救ひ穀價をして常に平均を得しむる爲に設けたる倉をいふ。  
 ◎居然は坐して動かざるをいふ。  
 ◎糶糶穀を買ふを糶といひ賣るを糶といふ。

ば則貴し、理の必ず然るところ、而して且つ之に反する者は、抑も亦説あり、今年穀の登らざる、將に古に倍せんことす、是を以て死者亂麻の如く、而して錢貨の通ぜざる、亦た且つ古に三倍す、則食の足らざるも其數實に貨よりも多し、是れ物重くして權輕く然らしむるにあらざるか、況んや吏の貪墨なる、力めて民の腴脂を竊み、強て國家の用を爲す、貨を貴び食を賤し、日に錢財を蓄積す、則紅腐の米、徒に富商驕奢の資と爲る、委積の財、曾て窮民一朝の食に給せず、此の時に當り、常平義倉の法ありこそ雖も、何を以て得て之を行はんや、居然として其斃るを待つ者歎くべく慨むべき斯より甚しと爲すはなし、是豈に特に民のみ然りこそせんや、士の俸祿を受くる者、亦唯賤きに糶し、貴きに糶し、出入經費、徒に商賈の利となる、則一歳の入、卒に他人の有と爲る、是れ豈に天地の自然ならんや、財貨の通ぜざる、抑も亦た人爲の然らしむるなり、之を久ふして變ぜず、聚斂云に盡るに至る、則石一錢に直ひせず、亦猶以て饑歲と爲す、是れ豊儉に關せざる者なり、是貴賤に繇らざる者なり、是れ其食貨の政なかる可らざる所以なり。

る所以なり。

柳子曰、足食之道、莫先於勸農事、而通貨之計、莫先於平物價焉、不厚稅歛則農勸矣、不縱商利則價平矣、古之時帝王能勸其農、故夏五十而貢、殷七十而助、周百畝而徹、制乎雖異、而其實皆什一而已、後世乃有租調之法、率亦什稅一二、賢人君子尚且以爲不若古道也、其平價者、周官有司市質塵賈師、泉府之職、鹽鐵茶馬之征、奕世莫不置議矣、輒近以來、邦國之租、或什收五六、加以調與庸、則稼穡之力、卒不能償其費、是以田野日荒、農事日怠、怠斯窮、窮斯濫、濫斯軼、軼而不復、則年穀不登、而食不足矣、唯夫商賈則不然、價賤則居、價貴則廢、廢居在已、而利如掇矣、且大商之食人、動至千百、奴隸臧獲、衣帛食肉、徒手居肆、舉止亦何勞之有、況其所用、凡百器玩、鏤金彫玉、無貳無雙者、實府充庫、娥眉皎齒、有容有姿者、滿坐盈席、其餘金帛、藏而不發、納而不出、倚疊如山、委積如丘、買地買宅、一夫或私千戶、賣房賃舍、一人或占鉅萬、居之者不厭、而置之者無損、故一商廢居、輒傾一國之入、狡猾之才、揣摩之術、無禁無制、唯其所欲也、則其富幾與封君相抗、故天下之異樹珍禽、絕世奇怪之物、皆歸之、錦繡綺繪、華美輕輓之物、皆歸之、珠玉歸之、金鐵歸之、膏粱肥肉歸之、美果旨酒歸之、巫醫工匠歸之、俳優雜伎百爾技藝者、亦皆歸之、夫然則天下之貨、爲之不足、而財爲之不通矣、是以當世古

錦之美者方寸或值千金刀銀之精者一枚或當萬石故士之有祿秩者終身不能服其美而累世不能用其精焉豈翅衣服器玩爲然哉薪芻魚菽五土之利至於鍛冶陶鑄百工之事一爲商旅所占則物價騰躍不可端倪而天下之幣悉集于市廛之間矣故今之世公侯百里之國不足以恤其孤獨也卿相萬戶之封不足以憐其於寡也大夫不足以治其家事也士不足以養其妻孥也農工皆不足以償其債也不足則假之商賈一歲之息或倍蓰其母至有賒衣典財及妻孥爲質者天下之不利孰大焉當此之時俗吏之爲政群議終日卒不能得一策徒務聚歛附益取此忘彼忽忽奔走于東西曾不得制一賈豎亦何益於一朝之食哉然則如之何曰商者天下之賤民也天下之賤民而居天下之豪富食肥衣輕固非其所也而縱廢居天下之財出納天下之貨罪不亦大乎何不建其官立其法使之與農共食與工共居凡百玩好一切禁之高閣重門一切止之不從者刑之不改者罰之賣之者多而買之者少則所居者必廢而所聚者必散散者多則不售不售則必減其價而後能辨其真贋能明其精粗多利者征之多畜者賦之如此則物價自平而貨財自通矣且其治農者豈田必百畝稅必什一而後爲薄乎叔世立之法上石稅四斗中石稅三斗五升下石稅三斗率以爲常若計豐儉而收之其於今之時不爲甚厚焉然如數十年來窮民或不給培養而田蕪野荒其所得什已減二三而吏之所檢剔抉幾盡焉則比諸勝國之時所損

既過其半矣且地之肥瘠如有常者亦未必不由人力而加以水旱之災則有古之所謂膏腴不若磽确之地者況民力之所加專於薄賦之田而租稅之所增偏在豐穰之地則今之賣田上者不如下者乃其買之者亦唯擇其下者而不求其上者夫田之有上下也必以分其所入多少而今或反之吾未知其何故也若今更正其溝洫改定上下之等因計數歲之入以爲租調之法令計吏不得逞私智則民業必安而農事必舉矣是其足食通財之道爾然則天下之大利寧止此而已耶曰否不然今天下之士大夫託請得官納賂取貴則饜饕之族盤桓于廟堂之上貪賤之俗羅織于輦轂之下故士庶人之贊或破一家之產卿大夫之贈率傾一歲之俸贈之者多而酬之者寡則貨皆聚于威權之門矣乃士大夫之欲立其身者十室之邑擔石之俸奚足以養其妻孥哉是以其志仕進者唯欲其富羨其利貪慕之情一萌而廉耻之心罷矣其害乎教化者一也又其居權貴者不必無慾而贈之者不必無辭則不得已而受之及數贈數受則不能必無回護而薦之舉之不必問其賢愚是名稱選人而實爲賣官者矣其害乎政事者二也且士大夫之在官者已以賂得之則其於人亦不能必無不然也故善賂者好之不善賂者惡之官宦宮妾乘之以貪其利以達其欲忠信之士退而貪墨之俗進矣是其害乎風俗者三也求事者唯乘彼欲啖之以濟已事則權勢之家轍迹不絕而罷官之門雀羅可設矣是其害乎人情者四也權勢之家其臣妾之

有寵者固亡論已。至於僮僕奴婢之屬亦皆受其私。而富其財。食肉衣帛。逸居終歲。奢侈過其分矣。是其害乎。制令者五也。五者皆害乎天下之事。而財爲之不通。貨爲之不足。豈可不禁乎。切望立公侯以下常制。聘幣有數。問遺以禮。却饗養之族。移貪墨之俗。犯者刑之。違者罰之。則高貴者必廉。而卑賤者必直矣。夫然後公侯能守其社稷。卿大夫能保其祿位。士與庶人能安其身。以及其妻子。是誠天下之大利也。俗吏之計。不出於此。一切行打算費用。法汚朝。澆士濫。與民爭利。上附勢利之人。下受制於賈豎。使天下之財日不通。食日不足。而身自窮者。可謂至愚矣。客有議政事者曰。通財足食之道。既得聞命矣。敢不敬從。唯夫物之有貴賤。如不必由多寡。然古者米石二兩。尙且不以爲太貴焉。今也價不過其半。而饑乏倍之。民有菜色。野有餓殍。敢問其故何也。曰。是亦易知已。夫食貨之有軒輊。猶權與衡乎。多則賤。寡則貴。理之所必然。而且反之者。抑亦有說焉。今年穀之不登。將倍於古。是以死者如亂麻。而錢貨之不通。亦且三倍於古。雖則食之不足。其數實多於貨。是非物重而權輕。使然也耶。况乎吏之貪墨。力竊民之腴脂。強爲國家之用。貴貨賤食。日蓄積錢財。則紅腐之米。徒爲富商驕奢之資。委積之財。曾不給窮民一朝之食。當此時也。雖有常平義倉之良法。何以得而行之哉。居然待其斃焉者。可歎可慨。莫斯爲甚矣。是豈特民爲然哉。士之受俸祿者。亦唯糶於賤。糶於貴。出入經費。徒爲商賈之利。則一歲之入。卒爲他人之有矣。是豈天地之

自然哉。財貨之不通。抑亦人爲之使然也。久之不變。至於聚斂云盡。則石不直一錢。亦猶以爲饑歲。是不關豐儉者也。是不繇貴賤者也。是其食貨之所以不可無政也。

### 利害第十二

柳子曰。政を爲すの要は、務めて其利を興し、務めて其害を除くに過ぎざるなり、利は已れを利するの謂にあらず、天下の人をして咸く其徳を被り其利に由り、而して食足り財富み、而かも憂患する所なく、疾苦する所なからしめ、中和の教、衆庶安んすべく、仁孝の俗、比屋封すべし、夫れ之を大利といふ、其の之に反せば則害あり、害除がざれば則利興らず、故に古の善く國を治むる者は、務めて利を興し、務めて害を除き、而して後民之に由る、之を興すの道いかん、曰く禮樂なり、文物なり、之を除くの道いかん、曰く政令なり、刑罰なり、夫れ此の二者は、惟君自ら率る、惟君自ら戒しめ、而して後民之に従ふ、啻に君自ら率ふる

◎中和とは人の情性の中正にして和けること

◎蠢たるは苗云々は苗民昏迷不敬にして人を侮慢し妄に自ら尊大にして正道に反き戻り常德を敗る用舎顛倒民怨み天怒る故に我爾衆士と帝の辭をうけて苗の罪を罰す

◎台小子云々は人事を以て君を伐つ亂なりされど天命を以て言ふ時は天吏にして亂を舉るにあらず

◎其爾萬方云々は天が天下を以て我に附與せられた上は民の罪あるは實に君のなす所なり君の罪あるは民の致す所にあらず

◎犠牲はイケニへなり己の生命を捐て人を救ふことに用ふ

◎中和の至云々中は道の體和は道の用なり至は極なり性を養ひ情を節にして其極に至れば天地も定まり、萬物も育せらるるをいふ

のみならず、實に天の職を奉ずるなり、昔者禹自ら諸軍を率ゐ以て有苗を征す、曰く蠢たるは苗の有苗、昏迷にして恭しからず、侮慢にして自ら賢し、道に反き徳を敗る、君子野に在り、小人位に在り、民棄て、保んぜず、天之が咎を降す、肆に予爾衆士を以て、辭を奉け罪を伐つ、又湯の桀を伐つ、乃ち誓つて曰く、台小子の敢て亂を稱ることを行ふにあらず、有夏罪多し、天命して之を殛せしむ、湯既に夏に克ち、自ら其位を有ち、其天大に早するに方り、則曰く其れ爾萬方罪あらば、予一人にあらん、予一人罪あらば、爾萬方を以てすることなけん、身を以て犠牲と爲すを憚からず、是皆以て其富貴を求め、其福祿を干め、其心志を安んじ、其耳目を樂しむるに非ざるなり、務めて天下の利を興し、務めて天下の害を除くのみ、古の聖君賢主孰れか其れ然らざらんや、然りと雖も務めて其利を興す者、其道にあらざれば則興らざるなり、務めて其害を除くものは、亦其道にあらざれば除かざるなり、由るべき之を道といふ、禮以て中を教へ、樂以て和を教ふ、中和の至、天地位し、萬物育す、豈に利を興すの道にあらざらん

や、惟民の蠢々たる、或は其由る所を失ひ、而して禍亂自ら取る、則従つて之を罪す、是れ其害を除くの道なり、夫れ然る後其惡を懲し、而して其善を勸む、善をなす者多くして、惡をなす者寡ければ、則天下の利興る、禮樂は文の具なり、刑罰は武の事なり、文以て常を守り、武以て變を制し、文以て治を致し、武以て亂を撥む、是故に文は順にして武は逆、順にして利を興し、逆にして害を除く、順逆互に用ひ、以て能く天下を陶鑄す、善く此の道に任する者、之を徳といひ、善く此の道に任ぜざる者、之を不徳といふ、善く此の道を知る者、之を賢といひ、善く此の道知らざる者、之を不肖といひ、善く此の道を行ふ者、之を仁といひ、善く此の道を行はざる者、之を不仁といふ、故に所謂仁とは亦能く其利を興し、能く其害を除く者をいふなり、若夫れ世降り國衰へ、上に賢聖の君なく、下に忠良の臣なければ、則禮瀆れ樂淫ぐ、而して刑罰勝げて用ふべからず、徒に害を除くの道を知りて、而して利を興すの道知らず、徒に變を制するを知りて、而して常を守るを知らず、徒に亂を撥むるを知りて、而して治を致すを知ら



◎克は勝ちがたきに勝なり、  
◎討は罪を言立て討つなり、  
◎伐は罪を聲して伐つなり、

されば、又何の仁か之れあらん、又何の徳か之れあらん、是れ奚  
んぞ能く政をなすごせんや、且つ夫れ刑罰は、豈特に民の非をな  
すを禁するのみならんや、苟も害を天下になす者、國君ご雖も必  
らず之を罰し、克たされば則兵を擧げて之を討つ、故に湯の夏を  
伐ち、武の殷を伐つ、亦皆其大なる者なり、唯其天子より出づれ  
ば則道ありごなし、諸侯より出づれば則道なしごなす、況や其群  
小より出づるものをや、故に善く之を用ふれば則君ごなし、善く  
之を用ひざれば則賊ごなす、向者湯武をして志徒に其害を除き、  
而して其利を興すに心なからしめんか、此れ亦た爭奪已を利する  
のみ、何を以て仁ごなさんや、是故に湯武の放伐、無道の世に在  
りて、尙能く有道の事を爲さば、則此以て君ごなし、彼以て賊ご  
なす、假令ひ其群下に在りて、善く之を用ひて以て其害を除き、  
而して志其利を興すに在れば、則放伐亦た且つ以て仁ごなすべし、  
它なし、民ご志を同ふすればなり、是に由りて之を觀れば、天下  
國家に長たる者は、文ありて而して後武言ふべきなり、禮樂あり  
て而して後刑罰行ふべきなり、然らずして徒に刑ご罰ごに之れ任

◎比屋とは「カドナミ」の義、  
◎於戲は歌美の辭なり、  
◎前王不忘とは前王徳あり民  
終身之を忘れず其心に入るの  
深きをいふ、  
◎滔々とは水の流るるにいふ、

せば、則夫の人を戕賊するにあらずして何ぞや、哀いかな、衰世  
の政をなす者、文なく武なく、禮敬並び廢し、止だ其利を興すに  
心なきのみならず、又、其害を除くに心なし、夫れ其利を興すに  
心なき者は、必ず以て自ら利す、其害を除くに心なき者は、必ず  
以て人を害ふ、人を害ひ自ら利す、虐孰れか大ならん、是を以て  
亂國の君、力めて其國を利し、以て人の國を害ふ、大夫力めて其  
家を利し以て人の家を害ふ、士力めて其身を利し以て其僚友を害  
ふ、甚しきは則君亦た自ら其身を利し、以て其民を害ふ、大夫自  
ら其身を利し以て其家を害ふ、是れ之を自ら屠ふるごいふ、其極  
や必ず身を滅すに至りて而して後已む、故に我が東方の政、壽治  
の後、吾取るなし、聖人其此の如きを憂ひ、禮を制し樂を作り、  
中を立て和を道ふ、努めて其利を興し、務めて其害を除き、衆庶  
保つべく、比屋封すべし、以て天下の福を致さんごを求む、詩  
に曰く、於戲前王忘れずご、其れ唯此を以てか、嗚呼今の時の如  
き、依然ごして軍國の制を承け、滔々乎ごして反るごごを知らず、  
歎息せざらんご欲すご雖も、其れ得べけんや、然らば則之をいか

◎荆靈云々荆は楚國なり其君靈は細腰の美人を愛せし故宮女腰の細からんを欲して食を減じ餓死する者あり、  
◎越王勾踐は會稽の敗を耻ぢ十年生聚し十年教訓し遂に強吳を滅し周室を尊び一方に霸たり最も勇力を好みしより士卒進軍の鼓聲を聞かば焚舟の危険を物ともせず争うて赴くをいふ。

んせん、曰く、是唯人を得るにあり、人を得る難きにあらず、人に獲らるるを難しとなす、昔者荆靈細腰を好む、民食を約して死するものあり、越王勇力を好む、一鼓して士焚舟を避けず、夫れ食を約して死すこ、焚舟に赴く者こ、天下の至難なる者なり、然れども上の好むところ、令せずして之を爲す、是れ它なし、人に獲らるるの難くして之を欲するの甚しきが爲めなり、況んや至難の者にあらざるをや、苟も能く之を好まば、趾を累ねて至らんのみ、此を爲さずして彼を爲す、要するに利を興すに心なき者か。

柳子曰、爲政之要、不過於務興其利、務除其害也、利也者、非利己之謂、使天下之人、咸被其德、由其利、而食足財富、而無所憂患、無所疾苦、中和之教、衆庶可安、仁孝之俗、比屋可封、夫謂之大利也、其反之則害矣、害不除、則利不興、故古之善治國者、務興利、務除害、而後民由之、興之之道、何如、曰、禮樂也、文物也、除之之道、何如、曰、政令也、刑罰也、夫此二者、惟君自率、惟君自戒、而後民從之、不啻君自率、實奉天之職也、昔者禹自率諸軍、以征有苗、曰、蠢茲有苗、昏迷不恭、侮慢自賢、反道敗德、君子在野、小人在位、民棄不保、天降之咎、肆予以爾衆士、奉辭伐罪、又湯伐桀、乃誓曰、非台小子敢行稱亂、有夏多

罪、天命殛之、湯既克夏、自有其位、方其天大旱、則曰、其爾萬方有罪、在予一人、予一人有罪、無以爾萬方、不憚以身爲犧牲、是皆非以求其富貴、于其福祿、安其心志、樂其耳目也、務興天下之利、務除天下之害耳、古之聖君賢主、孰其不然哉、雖然、務興其利者、非其道則不興也、務除其害者、亦非其道則不除也、可由之謂道、禮以教中、樂以教和、中和之至、天地位焉、萬物育焉、豈非興利之道乎、惟民之蠢蠢、或失其所由、而禍亂自取、則從而罪之、是除其害之道也、夫然後懲其惡、而勸其善矣、爲善者多而爲惡者寡、則天下之利興矣、禮樂文之具也、刑罰武之事也、文以守常、武以制變、文以致治、武以撥亂、是故文順而武逆、順而興、利、逆而除、害、順逆互用、以能陶鑄天下、善任此道者、謂之德、不善任此道者、謂之不德、善知此道者、謂之賢、不善知此道者、謂之不肖、善行此道者、謂之仁、不善行此道者、謂之不仁、故所謂仁者、亦謂能興其利、能除其害者也、若夫世降國衰、上無賢聖之君、下無忠良之臣、則禮瀆樂淫、而刑罰不可勝用焉、徒知除害之道、而不知興利之道、徒知制變、而不知守常、徒知撥亂、而不知致治、又何仁之有、又何德之有、是奚爲能爲政哉、且夫刑罰者、豈特禁民之爲非而已耶、苟爲害乎天下者、雖國君必罰之、不克則舉兵討之、故湯之伐夏、武之伐殷、亦皆其大者也、唯其出於天子、則爲有道、出於諸侯、則爲無道、况其出於群小者乎、故善用之、則爲君、不善用之、則爲賊、向者使湯武志徒除其害、而無心於興其利乎、此亦爭奪利己

耳何以爲仁也。是故湯武放伐，在無道之世，尙能爲有道之事，則此以爲君，彼以爲賊，假令其在羣下，善用之以除其害，而志在與其利，則放伐亦且可。以爲仁矣。無它，與民同志也。由是觀之，長天下國家者，有文而後武，可言也。有禮樂而後刑罰可行也。不然，徒刑與罰之任，則非戕賊夫人而何也。哀哉。衰世之爲政者，無文無武，禮刑並廢，不止無心於與其利，又無心於除其害也。夫無心於與其利者，必以自利無心於除其害者，必以害人。害人自利，虐孰大焉。是以亂國之君，力利其國，以害人國。大夫力利其家，以害人家。士力利其身，以害其僚友。甚則君亦自利其身，以害其民。大夫自利其身，以害其家。是之謂自屠其極也。必至滅身而後已。故我東方之政，壽治之後，吾無取也。聖人憂其如此，制禮作樂，立中道和務，與其利，務除其害。衆庶可保，比屋可封，以求致天下之福也。詩曰：於戲前王，不忘其唯。以此乎，嗚呼，如今之時，依然承軍國之制，滔滔乎不知反，雖欲不歎息，其可得乎。然則如之何。曰：是唯在得人。得人非難，獲於人爲難。昔者荆靈好細腰，民有約食而死者。越王好勇力，一鼓而士不避焚舟，夫約食而死，與赴焚舟者，天下之至難者也。然上之所好，不令而爲之，是無它，爲獲於人之難而欲之甚也。况非至難者乎。苟能好之，累趾而至焉耳。不爲此而爲彼，要無心於與其利者也夫。

富强第十三

◎虞なきは世治りて患なきをいふ。  
◎珠玉、珠は河海に産する圓形の玉にして玉は堅剛にして采澤ある美石をいふなり。  
◎稻粱は嘉穀なり。  
◎姫は女子の美稱にして妾は正妻ならざるもの。  
◎黎庶は人民のことなり。  
◎磐石は大石をいふ。  
◎偶人は人形なり。

◎間然はその間隙を指して非議するなり。  
◎易に云々は、下卦を損し上卦を益して、上九となすこれ其道、上行するなり、又上卦の九四を損して、下卦に益し初九となす、これ民悦んで其道大光あり。

柳子曰く、食足る之を富といひ、兵足る之を強といふ、富且つ強は天下の大利なり、食既に足り、兵既に強し、然る後國以て虞なかるべきなり、是を以て先王珠玉を貴はずして稻粱を貴び、姫妾を愛せずして黎庶を愛す、所謂無益を以て有益を害せざるなり、故に盤石千里、富といふべからず、偶人百萬、強といふべからず、盤石は粟を生ぜず、偶人は敵を拒かす、地廣くして食乏しく、民衆くして使はれず、奚んぞ盤石と偶人とに異ならんや、是れ特に天下のみ然と爲さんや、諸侯の國に於ける、大夫の家に於ける、士の妻孥に於ける、皆然らざるなし、故に聖王其寒を怖れず、而して能く民の寒を蔽ふ、其饑を厭はず、而して能く民の饑を救ふ、飲食を菲ふし、衣服を悪くし、而して人之を間然するなき所以なり、易にこれあり、上を損し下を益す、益の象を然りと爲す、下を損し上を益す、損の象を然りと爲す、天地の至理、自ら此の如き者あり、闇君庸主は、務めて其國を弱くし、務めて其民を貧くす、故に天下を有てば、則天下之れが爲めに怨み、一國を有てば、則一國之れが爲めに怨む、怨めば則叛き、叛けば則濫す、此

◎古稱す云々は王制の語なり

◎子を易へて食ひ、骨を析く云々は困厄の最も甚しきないふ

◎藩屏とは四方の藩籬となりて本家を屏蔽するをいふ、◎封疆は領土内をいふ

◎風強は、極度の親強情なるにいふ、◎屏息は恐れ謹むなり、屏は藏なり、氣を藏めて息せざるをいふ

の如くにして難、及ばざるものは、未だ之れあらざるなり、古稱す、國九年の蓄なきを貧と曰ひ、六年の蓄なきを窮と曰ひ、三年の蓄なき國其國あらずといふ、夫れ其蓄積は豈に特に自ら養ふ爲めのみならんや、亦た將きに以て其民を救ひ、其難に備へんとするなり、後世國を有つ者、或は一年の食なし、甚しき者は、數歲の入を逆折し、尙且つ足らず、而して之を大夫に取る、大夫足らず、而して之を士に取る、士足らず、而して之を妻孥に取る、豈に啻に國其國にあらざるのみならんや、一旦之が爵を奪ひ、其をして盡く其債を償はしめんか、子を易へ骨を析くも雖も、吾一飯を給する能はざるを知るなり、夫れ此の如くなれば則何を以て能く王室に藩屏として而して其封疆を固ふせんや、是を以て其士日に窮し、其民日に叛き、忿怒激發、自ら凌犯の心なき能はざるなり、然れども國固より貧しく、兵固より弱し、屈強自ら奮ふこと能はず、屏息して之を避く、則天下實に慮るべきもの無きに似たり、闇愚の主、乃ち以て彼貧ふして我富み、彼卑ふして我尊く、則盤石の固を以て泰山の安きに居る、治平の術、以て尙ふること

◎阿諛はオモリヘツテヲ、◎逢迎は人主の意を迎へて媚ぶること、◎雅は大小雅なり、正樂の歌にて、小は燕饗に用ひ、大は朝會に用ふ、頌は宗廟の樂歌なり、◎箴は諷め、規は正すなり

◎蠹は木中の蟲なり

◎隙は、物の間の透きたる處なり

◎尺蠖の云々は或は屈し或は張するは身を保存せんが爲なり、以て人の艱難に耐ふるは他日立身立世の基なるを云ふ、◎尺蠖はシヤクトリムシのこと、◎蟄は靜處に藏伏するなり、◎身を殺して仁を成すとは生命を捐て心の徳を全ふすること

なしとす、姦臣賊吏、聚歛附益し、以て其心を悦ばし、阿諛逢迎し以て其旨に順ふ、甚しきは則之を唐虞三代の治に比し、雅を爲り頌を爲り、曾て箴規の言あるなく、而も其をして自ら其智に誇り、自ら其徳に伐り事情を知るなく、時勢を知ることなからしむ、則闇者は益闇に、愚者は益愚にして亡ぶること且夕に在り、而して自ら之を知らざるなり、夫れ大木の折るくや、必ず蠹を通ずるに由る、大堤の壞るくや、必ず隙を通ずるに由る、而して之に加ふるに疾風暴雨を以てせざれば、則折れず壞れず、然れども風雨なきを以て、其蠹隙を危ぶまざる者は、愚の至りなり、且つ夫れ馬を渴して之を馭す、眞に能く之を馭するにあらざるなり、水草を得れば則逸す、虎を饑して之を伏す、眞に能く之を伏するにあらざるなり、肥肉を見れば、則猛る、是れ特に馬と虎とのみならずなるなり、鳥窮すれば啄み、獸窮すれば攫む、尺蠖の屈するは以て伸んことを求むるなり、龍蛇の蟄するは以て身を存せんことなり、是の時に當りてや、英雄豪傑、或は身を殺して仁を成し、或は民を率ひて義に徇ふ、忠信智勇の士、誘掖賛同し、以て天下

◎驚動は扇にて風を起し物を動かす如く教唆して事を起さしむること

◎幕燕の危きは燕の幕上に巢ふが如く身を置くの安からざるに譬ふるなり

◎鶴を愛す云々衛の懿公鶴を好む鶴軒に乗するものあり狄人衛を伐つに及び甲を受くる者皆曰く鶴を使へ鶴實に蘇位あり余焉んぞ能く戦はんぞ遂に衛を滅す

◎六藝は禮樂射御書數をいふ又六經を六藝といふことあり◎百家は諸子百家すべての子類をいふ

を扇動せば、饑者の食に就き、渴者の飲に就くが如く、奮然として起り、靡然として従ひ、勢自ら禦ぐ可らざる者あり、冤を洗ひ恥を雪ぐの心、恩に感じ報を圖るの志、勇を奮ひ義に勵まば、放伐の易き、蠹を通ずるの木、隙を通ずる堤、而かも之に加ふるに疾風暴雨を以てする者謂ふべし、此に至りて始めて嚮きの謂ゆる泰山の安き、特に幕燕の危きのみならざるなり、是れ其の損益する所以の理、蓋し見るべし、而して存亡の機、此に關せり、故に國家を有つ者、無益を以て有益を害せざれば、則ち人君の事畢る、昔者衛侯鶴を愛す、軒に乗る者あり、其の難あるに及んで民皆従はず、乃ち曰く、君鶴を使へ、今人君の愛好する所、亦た皆將さに然らんぞ、夫れ此の如くにして自ら悟らざる者は何うや、聚斂の臣、之れが欲を輔け、貪汗の吏、之れが非を飾り、道義の言をして耳に入るを得ざらしむ、故に智力益す所なく、徳性養ふ所無きなり、古の人、目自から見るに短なり、故に鏡を以て面を觀る、智自から知るに短なり、故に道を以て己を正す、人君の學は、身六藝の文を脩むるに在らず、口百家の言を誦するに在

らず、苟も道の信すべきを知らば斯に足る、夫れ道の信すべきを知らば、則ち道を知る者至らん、至りて之を信せば、姦賊將た何に自りてか興らんや、國に姦賊無ければ則ち天下の難己まん。

柳子曰食足謂之富兵足謂之強富且強者天下之大利也食既足矣兵既強矣然後國可以無虞也是以先王不貴珠玉而貴稻粱不愛姬妾而愛黎庶所謂不以無益害有益也故盤石千里不可謂富也偶人百萬不可謂強也盤石不生粟偶人不拒敵也地廣而乏食民衆而不使奚以異於盤石與偶人哉是不特天下爲然諸侯之於國大夫之於家士之於妻孥無不皆然也故聖王不怖其寒而能蔽民之寒不厭其饑而能救民之饑所以非飲食惡衣服而人無之間然也易有之損上益下益之象爲然損下益上損之象爲然天地之至理自有如此者閻君庸主務弱其國務貧其民故有天下則天下爲之怨有一國則一國爲之怨怨則叛叛則濫如此而難不及者未之有也古稱國無九年之蓄曰貧無六年之蓄曰窮無三年之蓄曰國非其國也夫其蓄積豈特爲自養哉亦將以救其民備其難也後世有國者或無一年之食甚者逆折數歲之入尙且不足而取之大夫大夫不足而取之士士不足而取之妻孥豈啻國非其國耶一旦奪之爵使其盡償其債乎雖易子析骨吾知不能給一飯也夫如此則何以能藩屏乎王室而固其封疆耶是

以其士日窮、其民日叛、忿怒激發、自不能無凌犯之心、然國固貧兵固弱、不能屈疆自奮、屏息避之、則天下實似無容慮者矣、關愚之主、乃以為彼貧而我富、彼卑而我尊、則以盤石之固、居泰山之安、治平之術、莫以尚焉、姦臣賊吏、聚歛附益、以悅其心、阿諛逢迎、以順其旨、甚則比之唐虞三代之治、為雅為頌、曾無有箴規之言、而使其自誇其智、自伐其德、無知事情、無知時勢、則開者益開、愚者益愚、而亡在旦夕、而不自知之也、夫大木之折也、必由通蠹、大堤之壞也、必由通隙、而不加之以疾風暴雨、則不折不壞矣、然以無風雨、不危其蠹隙者、愚之至也、且夫馮馬而馭之、非真能馭之也、得水草則逸、餓虎而伏之、非真能伏之也、見肥肉則猛、是不特馬之與虎也、鳥窮則啄、獸窮則攫、尺蠖之屈以求伸也、龍蛇之蟄以存身也、當是之時也、英雄豪傑、或殺身成仁、或率民徇義、忠信智勇之士、誘掖贊導、以扇動天下、則如饑者就食、渴者就飲、奮然而起、靡然而從、勢自有不可禦焉者也、洗冤雪耻之心、感恩圖報之志、奮勇勵義、則放伐之易、可謂通蠹之木、通隙之堤、而加之以疾風暴雨者矣、至此始知嚮之所謂泰山之安、不特幕燕之危也、是其所以損益之理、蓋可見、而存亡之機、關於此焉、故有國家者、不以無益害有益、則人君之事畢矣、昔者衛侯愛鶴、有乘軒者、及其有難也、民皆不從、乃曰、君使鶴、今人君之所愛好、亦皆將然、夫如此而不自悟者何也、聚歛之臣、輔之欲貪汗之吏、飾之非、使道義之言不得入耳、故智力無所益、德性無所養也、古之人

目短於自見、故以鏡觀面、智短於自知、故以道正己、人君之學、不在身脩、六藝之文、不在口誦、百家之言、苟知道之可信、斯足矣、夫知道之可信、則知道者至焉、至焉而信之、姦賊將何自而興、國無姦賊、則天下之難已矣。

◎駒ヶ岳は州の西北に聳つ、高さ九千九百五尺、山勢頗る崎嶇たり、釜無川は源を此の山中より發す山頂に駒嶽神社あり夏秋の交參拜する者多し◎瀧水は即ち釜無川なり、北境の瀧水を合せ龍王村の西を流れて南下す◎享保は徳川將軍吉宗治世の初期なり◎菽は豆の總名なり◎錢刀は通用貨幣なり支那元代明代の古錢をいふ◎元は元朝のことにて蒙古の忽必烈、宋を滅し四方を征服し帝位に即き國號を元と稱す我紀元一千九百四十年代なり十六王百三十三年にして亡ぶ◎明は明朝のことにて太祖朱元璋元朝の衰ふるに乗じ諸國を平定し遂に之を滅し帝位に即き國號を明と稱す、我紀元二千二十年代なり其後代を更ふるもの十七、二百七十六年にして亡ぶ◎先人は父山三郎君を斥す、

駒嶽の陽、瀧水の曲、吾家之に居る六世、享保の初、數々水患を被り、修築及ばず、因りて其宅を移す、故地種うるに菽麥を以てす、畝間偶ま一石函を獲たり、中に錢刀を藏す、皆元明以上の鑄る所の者、函底に一古書あり、題して柳子新論といふ、腐爛之餘、披閱に便ならず、先人乃ち一本を謄寫す、凡そ十三篇、當時既に校定を歴たる者ありといふ、後廿餘歳、先人没す、余得て之を讀むに、其言政体の可否を論ず、間々取るべき者あり亦た憤勵の語多し、意ふに中葉以降の作ならんか、其の耶蘇幾何の類を斥ぐるを觀るに、蓋し亦た織田氏の時に在らんか、之を國史傳記に按するに、勝國以上、柳を姓とする者、一にしして足らず、則ち亦た何人の爲す所なるを定むべからず、余且らく衰乱の際、尚ほ能く斯の人あり、亦た斯の文あり、而湮滅し

◎勝寫は文書を寫すことなり  
 ◎湮滅はしづみほろぶるなり  
 ◎手澤、手に持つ所の迹の澤をいふ  
 ◎繕は補ひ修めて善ならしむをいふ  
 ◎中笥、布帛を盛る器なり、

此に至るを惜しむ、但し先人の手澤存するを以て、これを外人に示すことを憚り、是に於て更に一本を繕寫し副ごなし、共に之を巾笥に藏む、庶幾くは良友の論定を俟ち、以て永世の家藏ごなさんことを。

駒嶽之陽、瀟水之曲、吾家居之六世焉。享保之初、數被水患、修築不及、因移其宅。故地種以菽麥、畝間偶獲一石函、中藏錢刀、皆元明以上所鑄者。函底有一古書、題曰柳子新論、腐爛之餘、不便披閱。先人乃勝寫一本、凡十三篇。當時既有歷校定者云、後廿餘歲、先人沒矣。余得而讀之、其言論政體可否、間有可取者焉。亦多憤勵之語、意者中葉以降之作耶。觀其斥耶蘇幾何之類、蓋亦在織田氏之時耶。按之國史傳記、勝國以上、姓柳者不一而足、則亦未可定何人所爲也。余且惜衰亂之際、尙能有斯人、亦有斯文、而湮滅至于此也。但以先人手澤存焉、憚示諸外人、於是更繕寫一本、爲副、共藏之巾笥。庶幾俟良友論定、以爲永世家藏也。

寶曆己卯春二月

峽中 山縣昌貞識

譯文柳子新論終

大正十年十月五日印刷  
 大正十年十月十日發行



編輯兼 中巨摩郡藤田村  
 發行人 廣 瀨 和 育  
 編輯兼 中巨摩郡龍王村  
 發行人 保 坂 治 左 衛 門  
 印刷者 淺 川 伊 作  
 甲府市三日町三番地  
 印刷所 合名會社淺川商店印刷部

終

